

平成29年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成29年3月2日(木) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宮原 忠行 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 大川 弘雄 議員

平成29年3月2日開議

(平成29年3月2日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位4番，宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは、今会議におきましては、1点目として、災害時における行政対応について、2点目としまして、中心市街地の水環境の整備について、3点目に、竹原市水道事業中長期投資計画の実効性等について一般質問をさせていただきたいと思っております。

昨年6月22日に発表された土砂災害警戒警報と23時25分に発令された避難準備情報に基づいて自主避難された大石地区においては、災害対策基本法に基づく市長の避難指示が発令されるべきであったが、それを待っていたのでは住民の生命の安全が確保できないという緊急かつ切迫した危険が迫っていたため、関係者並びに会長をはじめとする自治会関係者の総意として長寿会館に自主避難し、避難食、飲料水等の支給と高齢者の体力の消耗並びに有病者の症状悪化を回避するための扇風機の設置等を要望したが、自治会の恣意的判断による自主避難であるとして一切の行政対応が拒絶されたと、自治会関係者をはじめとする関係住民から厳しい行政批判がくすぶり続けています。

当時の県内並びに市内、とりわけ大石地区における消防団による雨水浸透防止のためのブルーシートの設置さえ到底不可能という危険きわまりない状況下、あるいは担当部課長の真摯かつ積極的な陳情活動があったとはいえ、1億6,000万円余に上る緊急治山対策事業が実施されるという客観的状況において、住民並びに自治会関係者の総意として自主避難を選択したとしても、避難準備情報が発令されている以上、実質的に避難指示に相応するものであり、とりわけ高齢者に寄り添うに足る避難食、飲料水等の配布と冷暖房施設等避難空間の整備が早急に進められなければならなかったと思っております。本市が激甚災害に指定されたという状況からしても、昨年度の災害と避難実態、並びに避難を余儀なくさ

れた地域住民と自治会関係者等々の声に耳を傾け、避難せざるを得ない市民一人一人に寄り添った避難体制の構築に努めるべきであります。体制構築に向けた市長の政策的見解をお伺いいたします。

次に、新開地区土地区画整理事業区域の周辺市街地における水路等の水環境の悪化に伴う悪臭等による生活環境の劣化について、関係自治会長等から改善ないしは対応と、行政の対応の不作為を指摘する声が上がっています。とりわけ背戸川については、夏場の異臭に辟易するという深刻な状態にあります。背戸川の悪臭対策を今後どのように展開されていくのか。

また、せっかく大規模な公共下水道整備事業を推進しながら、区画整理事業区域を取り巻く中心市街地の水環境の悪化について改善を進めるためには、生活排水路と化した小河川の改良事業の計画的推進と公共下水道への接続、引き込み率向上を目的とした助成制度の改善等、公共下水道事業と住民の協働を実現するための特段の工夫が必要と思われまます。市長の御所見をお伺いします。

最後に、竹原市水道事業中長期投資計画の核心的事業となる新成井浄水場、配水池築造新設に伴う布設替え事業は、平成33年度から平成39年度までの7年の歳月をかけて、約26億円を投じて推進されることとなっています。

竹原市水道ビジョンでは、水道事業の経営状況は黒字基調であるが、水道施設の耐震化等、水道事業の安定的な持続可能性を確保するために、公営企業の会計原則に基づいて料金改定、すなわち受益者負担原則に基づく投資資金の調達を図るための4割近い料金改定をしたところです。投資資金は調達できたが、人的資本等が整備されずに事業は進まず、受益者の超過負担による、いわゆる超過利潤の蓄積のみが進むという極めて社会的な不正義が出来るということになりかねません。

人的資本整備等、計画必達をどのように担保されるのか。また、計画の前提となった想定される地震のマグニチュードの規模と、現有施設の耐震化調査が実施されたのか、市長の御所見をお伺いいたします。

以上をもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宮原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。昨年6月の豪雨により発生した大石地区

の土砂災害におきましては、地域住民の方から避難に関する相談があった際、市の指定避難所である竹原福祉会館を案内いたしました。高年齢者の移動などを考慮され近隣の長寿会館を使用したいとの要望があったことから、避難所として開設し、自主避難を受け入れたものであります。

その際、長寿会館は指定避難所ではないため物資等の備蓄をしていないこともお伝えしたところ、食事等の世話については地元自治会で行われ、毛布については地区の社会福祉協議会からの支給も可能でありましたが、各自で自主的に持参されたとのことであり、また長寿会館はエアコンが設置されていることから、当日はそのエアコンを使用されたものと伺っております。

昨年6月の豪雨による激甚災害の指定につきましては、同年6月6日から7月15日にかけて、一連の気象現象としての梅雨前線により全国各地に甚大な被害が発生したことから、本市におきましては農業用施設を対象とした災害復旧事業に係る特別措置が適用されたものであります。

なお、公共土木施設につきましては、熊本県の5町村及び宮崎県の1町のみが激甚災害の指定の対象となったものであります。

災害の発生が予測される場合の避難支援体制につきましては、気象状況を踏まえ、想定される事象を把握し、住民の安全を第一に総合的な判断と柔軟な対応がとれるよう平常時から準備しておくことが重要であると考えており、地域防災計画を見直す中で、様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問についてであります。新開地区におきましては、道路、水路、公園等の公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備することにより、良好な市街地環境の整備改善と土地利用の増進を図るため、新開土地区画整理事業を推進しているところでございます。

さらに、公共下水道事業において、都市の健全な発展や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に資することを目的に、平成元年から事業に着手し、現在、事業認可区域156.6ヘクタールのうち供用開始区域が106ヘクタール、認可内整備率は67.7%となっているところであります。

公共下水道に接続することにより、生活雑排水が側溝や水路、小河川等に流入しなくなることによって水質や悪臭等の改善につながるものであることから、接続率を向上させるため、未接続の住宅や店舗等への個別訪問、チラシの配布などを行い、下水道の仕組みや接続に

係る融資制度等の説明を行うなど啓発にも取り組んでいるところでございます。

こうしたことから、引き続き接続率の向上につながる様々な取組を進めていくとともに、市街地を流れる小河川につきましても現地調査を実施し、必要に応じて堆積土砂の撤去を行うなど、地元自治会等とも連携を図りながら適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。中長期整備方針につきましては、施設等の延命化、将来の供給予測に基づく施設規模の最適化や投資費用の平準化を踏まえ、水道利用者へのサービス向上を図り、安定供給の確保や大規模災害時への対応などを考慮して策定しております。

本整備方針の推進に当たっては、老朽化が進む水道施設の更新や災害に強い施設とするための布設替えを計画的に進めていくこととし、漏水復旧、自然災害等への対応や実施計画に基づく事業執行に応じ、必要となる職員の計画的な配置に努め、事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

施設計画の考え方につきましては、水道施設は水源地をはじめ、浄水場、配水池、管路に分類され、機能や性能もそれぞれ異なるため、個々の特性に応じた耐震設計に基づいて整備されるものであることから、それぞれの施設に求められる重要度に応じて想定する地震規模を定めているものであります。

また、これらの施設の中でも建設から年数が経過し、被災時に住民生活に与える影響が大きい配水池10カ所につきましては、既に耐震診断を実施しております。

今後におきましても、本整備方針に基づき事業を推進していく中で、社会情勢の変化を十分踏まえ、適宜整備方針の見直しを行いながら、安心・安全な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 1番目の件についてであります。ある意味で言えば私も地元の要望等を聞く中で、一方的な思い込みとか、そういうものもあつたかもわかりません。答弁をいただいてなるほどなど、当時の状況というのがある程度全体的に理解できたというか、そういう気がしております。そして、その上で今回の災害について、当然防災を担当する総務部長として当時の地元の状況というのによく御存じであろうと思うのです。

私も地元の方から要請を受けてきまして、山のとっぺんまで登らせていただきました。かなり勾配のきついところでもありますけれども、その麓の方は石が4個か5個か6個か流

れていっているわけです、よくこの家の中に入り込まなかったなど。そうした意味では不幸中の幸いであったと考えました。そう思いながら案内されて谷筋を登っていきますと、何か所か地元の消防団が非常に丁寧に浸透を防ぐためのブルーシートを張っておられました。非常によく頑張っておられるなど感心をしたし、感銘も受けたのです。それで、ここまで消防団の方が対応されているのに、地元の人に何かあるからということで、案内されて山の頂上まで行きました。そうすると、山の頂上が崩落しているわけです。ですから、本来ならそうした土砂災害の時には、消防団が新たな土砂の流出と崩壊を防ぐためにブルーシートを張られるわけです。しかし、そこについては、やはり消防団といえども自らの生命、身体の安全を図らなければなりませんから、当然そこはこらえてくださいやというような形で地元の方々に対応されたのではないかと推測をするのです。そうしますと、消防団にして、その防水シートを張る、ブルーシートを張ることさえも困難な、極めて二次災害というか、自らの生命、身体を危険にさらすという非常にせっぱ詰まった状況だったと思うのです。そうした中で、地元とすれば避難しなくてはいけない、避難させないといけない。そういう自治会の方々、また世話役の方々、あるいは該当する関係者の方々が非常にせっぱ詰まった状況の中にあつたことは間違いないと思うのです。

それで、つき合わせて考えてみますと、問題は、それでは輸送手段はどうするのかなどと。何名の高齢者の方がおられるのかわかりませんが、その輸送手段等々についても実は地元でもなかなか意見の一致を見なかったという状況もあつたのかなというふうに推測はするのですけれども、そうすると歩いて避難できるところを、そこへ選択をせざるを得なかったということも、当時の状況からして、自治会関係者、あるいは地元の世話役の方々のとられた行動は、私はやはり肯定せざるを得ないと思うのです。

そうすると、今まで私も総務部長と同期ですけれども、市役所に入りまして、私の経験では、例えば災害時に避難勧告と避難指示を出したのは、2回目の山火事、1時、2時にわたるあの山火事の大災害の時に、避難勧告、指示をして福社会館へ大規模な避難をしていただいたような経験があるのです。おそらく総務部長もその当時のことはよく覚えておられると思いますけれども。そして、ある意味全県的に消防団の応援とか自衛隊の応援をいただきながら対応して、その当時の食事だ何だかんだといったそうした対応ということが大変だったことを思い出しながら再質問をしているわけですけれども。

常々市長は、例えば熊本地震であるとか、そうした危機管理について、その職責の重さを語っておられるわけです。そうすると、竹原市行政とすれば、私の経験からしてもあの

大規模な山火事に伴う避難勧告、避難指示をしてきた経験があるわけですから、そうしますとそうした経験というものを生かす、そして同時に今回の大石地区の土砂災害に関する様々な地元との意思疎通の不足ということについても、今後の大規模災害に備えた知見として積み重ねて一つ一つを点検をして備えていくというそうした積極的な姿勢、あるいは地元の自治会であるとか関係者を踏まえた、どこに課題があったのか、どういうふうな問題があったのかということについても、私は膝を突き合わせたような取組が要るのではないかと考えるわけです。

例えば、まちづくり推進課においてごみの有料化ということで、出前講座とかいろいろやっておられて、職員も走り回っておられます。私は非常によく頑張っているなと感心しているのです、高く評価をさせていただきたいと思う。そうすると、そうした一つの政策課題に対して一生懸命取り組んでいるまちづくり推進課の姿を見ていると、なるほど防災係ができて、まだそうした知見の積み重ねもない中で、事後的にあれが足りなかった、これが不足しているという一方的な断罪をする気はないのです。しかし、そうした一つ一つの事例を積み重ねていく中で、どうすれば住民に、とりわけ超高齢化社会を迎えているこの竹原市における防災体制をどう構築していくのかということについて、もっと積極的に地元の皆様方の感情も含めた、そうした実態の把握に努めて、より行政と住民がまさに協働で生命、身体、財産を守り切れるという体制の構築に向けて努力するべきだと考えるわけでありますけれども、総務部長の再答弁を求めたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） このたびの昨年の6月の大きな災害がございました。その際には避難準備情報を出させていただいて、地元の関係者の皆様には地元のより近いところの集会所へ自主避難をしていただいたということがございます。その際に地元との様々なやりとりをする中で、御答弁させていただいたようなことで対応させていただいたという状況がございます。

そういったことももちろん踏まえまして、また議員の方からございました、平成6年、大きな山火事がございました。その時は、議員おっしゃられるように避難勧告等を出しております。避難を実際にさせていただいている、そういったこともございます。そういった過去の事例というものを十分踏まえまして、過去の災害等を教訓とする中で、それと合わせて昨年の6月の豪雨災害につきましても、しっかりとどこに課題があって、どういった問題があったかと、どういう対応をしてきたかというようなことも含めてしっかり検証を

する中で、住民の安全を第一に考えた防災体制の構築についてしっかりと今後取り組んでいかなければならないというふうに思っております。その中で、現在地域防災計画につきましても見直しを行っております。この中でもあらゆる観点からそういった検討もしてまいりたいというふうに考えております。

また、市民、住民に対しまして、こういった防災についての考え方、周知とかそういったことにつきましては、出前講座等あるいは防災訓練等を通じまして、そういった日ごろから災害に対する備えというものについて引き続き周知あるいは啓発等、これは防災係を中心として図ってまいりたいと。実際に協働のまちづくりということで、それぞれの住民自治協議会におきましてはそういった防災部会等設けていただいております。その中で自主的な防災訓練をされておりますので、そういった際には防災係の方も出向きましていろいろとお話をさせていただいているという状況がございますので、そういった取組も含めまして、今後しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それと、私この長寿会館にはエアコン等の設備がないのかなという錯覚をしていたのですが。あるということになれば、これも私の推測ですよ、私の母親なんかもそうですけど、高齢になってくると、6月ですから、私の母親は冷房設備があるところへは一切入らない。どんなに暑くても、脱水症状になるっていても冷房をつけるような人ではなかったのです。高齢者の方は、特に女性がそうなのだろうと思うのですけれども、冷えるということで、冷房よりかは扇風機とかそうしたものの方がいいのだというようなこともあるのかなという思いを、答弁を聞きながら思ったわけです。

ですから、そういうことも踏まえて、協働のまちづくり自治会も大きな世帯になってくると、なかなかそこら辺のところが意思疎通というか、どっちかという、かつての阪神・淡路の当時は、まだ避難所さえ確保できたのだからたくさんぜいたく言うなやというようなこういう段階だったろうと思うのです。しかし、そこからメンタルな面も含めて、様々な形での、いや、そうではないよと。やっぱり避難所といえども、人間が生活する空間だからということで、東日本大震災等においてもかなり工夫、改善が見られてきた話ですよね。熊本でもそうでしょう。ですから、そうしたことも踏まえながら果たして、とりわけ高齢者、病気を持っておられる方もおられるかもわからないですよね。あるいは、あの地区であれば、かつて市役所へ勤務されておられた方は人工透析をされておられる方も

おったわけです。ですから、そういうことも踏まえて、それを全て私は行政、防災係の方がやれというのではないのです。ですから、そういう視点も踏まえて、もう一度協働のまちづくり組織なり自治会、そうした自主防災組織ともいろいろと協議をしながら、もっと言うならば、支援を要する方々の状況の把握も踏まえて、真に高齢者お一人お一人に寄り添ったというか、寄り添うというか、そうした対策をしていただくようお願いをしておきたいと思います。この点についてはもう答弁要りませんから。

そこで、昨年6月の水害といいますか土砂災害で言えば、西は大石地区、そして東は忠海の長浜地区、この2件が人家に被害を及ぼすような、そういう土砂災害だったと、このように考えているのです。とりわけ長浜地区におきましては、何年か前の水害によって一旦土砂崩れを起こしたところが、そこへ例えばブルーシートとか浸透を防ぐような対策が全く講じられていなかったために、今回相当大規模な土砂災害が起きて、新築の家なんかは、中までは入ってないのかもわかりませんが、車等も被害を受けるような状況であったわけです。

それで、県の土砂災害ポータルひろしまを見ますと、今年の2月23日、荘野小学校が新たに土砂災害警戒区域、特別警戒区域に編入されているのです。そうしますと、私の経験で言いますと、国道185、忠高の手前の方です、あそこで人身事故が起きたこと等覚えているのですけれども、そうした意味で、何であの長浜地区がそういうふうな形で放置されたままになっていたのかというものを感じているのです。そして、よく例えば吉名あたりでも、この土砂災害警戒区域、特別警戒指定区域の指定等に関わって、それが急傾斜対策事業をやるのだという形の中で、うちだけはずれている、高さが足りないからとかいろんな苦情を受けることもあります。

そうしますと、今の竹原市におけるこの土砂災害警戒区域であるとか特別警戒区域の指定についてどのような状況になっているか、建設部長の方から答弁をいただきたいと思えます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から御質問の土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域の指定の状況について答えさせていただきます。

まず、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や土地の利用状況などを県が調査いたしまして、県知事が関係市町の意見を聞いた上で行うというものでございます。

本市の指定状況につきましては、小学校区別に、平成26年度までに竹原西小、吉名小、東野小学校区、平成27年度に仁賀小、中通小、竹小、大乘小、平成28年度に先ほど議員さんから御紹介ありました荘野の小学校区を指定しております。平成28年12月8日現在で、警戒区域は1,074カ所、それから特別警戒区域が915カ所を指定しているという状況でございます。これは本市の状況でございます。

先ほど御紹介ございましたように、こういった指定状況につきましては県のホームページでも閲覧ができるという状況でございます。御質問の忠海地区でございますが、忠海地区におきましては、平成29年度に忠海小学校において指定に向けての調査を実施するというふうに県の方からお聞きしております。広島県と連携する中で、平成30年度に竹原市内全域の指定が完了する予定となっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 広島市北部で起きた、とりわけ安佐北区を中心とした土砂災害もこうした状況だったのです。指定をしていなかったのですかね。ですから、今までで言えば、とりわけ忠高の手前のところが大規模な崩落を起こした話です。そうしますと、今度長浜についても、さらにこれが拡大をするおそれが極めて強いと思うのです。

そうしますと、県のスケジュールもあるかもわかりませんが、やはりそうしたおそれがあるところについては、現実にもそうした事象が発生しているところについては、是非とも県の方へお願いをして、早期の指定をしていただくように取り組んでいただきたいなど、このように考えるわけであります。とりわけ副市長においては、県の技術を担当しておられた方もありますから、是非ともそうした意味において早期の調査、指定へ向けての御努力をお願いをしたいと思います。副市長、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 土砂災害につきましては、県内至るところの部分で、広島県の特性といたしまして危険があるというような状況でございまして、県全体といたしましても、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定に向けて取り組んでいるところでございます。議員の方からございましたように、広島県の災害を受けまして一層加速してやろうというような状況でございまして、先ほど部長の方から答弁いただきましたが、忠海地区につきましては29年度に調査するというところでございますので、速やかに調査完了して指定の手続が済むように要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 手遅れにならないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、さらに言うと、災害が起きた時にいろいろと、私も5時半ぐらいから電話が鳴って、来てくれやということがあります。そして、今回はある意味私も安心して歩いて歩かなかったのですけれども、大体これだけの雨量ならばこちら辺が例えば土砂崩れするとか、冠水するなというようなこと、大体わかります。おそらく宇野先生なんかもそうなのだろうと思ひますけれども。それで、かつては総務部長が建設産業部長の当時は早朝から電話を入れさせていただいて、すぐ見に来てくれというようなこともさせていただきました。

それで、私が気にかかるのは、なるほど連絡があつて、そうしたところは市の職員が現地へ確認に来るより私の方が先に行つてゐるわけですけれども、写真を撮つたり、それなりの対応はされるのです、これ間違ひなくされてゐるのです。しかし、そこで課長がそうした写真とか職員の報告を聞いていろいろ対応するのでしょうかけれども、ですから今の長浜なんかもそうです。あと、ではどういふ対応をして、そこが今どうなつてゐるのかといふことの状況把握ができてないのです。大概、市内を回つて、人家がないところは別です、山が崩落したようなところは。人家に近いところは大体ブルーシートを張つてゐるのです。長浜地区だけはないのです。その把握もできてない。そして、先般、防災係の方も一緒に現地の方へ行って確認をしていただきましたけど、やはりそうしたとりあへずの対応、当然災害が起きているわけですから、県への報告とか連絡、様々なものがありますから、大変な状況は私も経験しておりますからよくわかるのです。しかし、その後、対応が適切にできてゐるのだろうか、どうだろうか、その時の判断に誤りはないか、対応をしないまま次の2回目、3回目の災害を起こすようなことはないだろうかといふようなことに備えて、やはり後の点検、確認といふことは、私は必要なだろうと思ふのです。

そうした意味において、これは厳しい言い方になるかも知れませんが、担当課長なり担当部長といふのは、予算でも組んで確実に対策を講じたところはいいのです。それ以外のところについても、どうなのだろうかといふ認識不足とか、あるいは抜かりがあったといひますか、こういうことがないかといふことも是非とも確認するためのアクションを起こしていただきたいと思ふのです。

といひますのは、平成3年の台風19号のあの被害の時に、当時の県の土木事務所の

維持課長さんなんかも徹夜でずっと視察して、大概把握されていたのです。当然竹原市の職員も、沿岸域へ行ったはずなのです。そして、私も忠海の忠海漁港、二窓港に着いて、対応をしたのかと言ったら、行っているという、こういう報告を受けたのです。それで安心していただいていたのです。ところが、何カ月後かに情報が入りまして、当時港湾管理事務所にいましたから、行ったら護岸も全部崩落しているのです。そして、行きましたら角の家が、三角屋根の非常にしょうしゃな家ですけれども、高波がばさっと襲って、天井がもう屋根瓦も突き抜けて、大きな穴があいている状況が何カ月も放置されていたようなことがあるのです。

ですから、災害が起きた時、とりあえずの災害対応で大変な御苦勞をなさっていることは重々に承知しながらも、なおかつやはり人間のやることですから見逃しとかということがあって、次の新たなる災害につながるようなことがあっては絶対にいけませんので、ですからそうした意味において、建設部長の方から改めてこの点についての私の指摘に対してどのように対応されるか、答弁をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほど議員御指摘の、まず平成3年、台風の19号があった時の、私も現地に出向いて、本市においても徹夜で職員が順番にパトロールしたという記憶、認識いたしております。そういったことを踏まえて、そういった状態になった時には素早く連携をとって、職員がまずは第一に現地を確認するということが必要であると思います。それで、住民の皆様安心していただくためには、人命第一、救助第一ということで、安心・安全なところへまず避難をしていただくということが重要ではないかというふうに考えてますので、そういった意味でそういった取組を今後もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） ちょっと答弁がかみ合わなかったのかもわかりませんが、私が言っているのは、とりあえずの対応はされているだろうと。それは、住民の皆さんの満足度は別にしても。それ以降、あれでもひょっとして見逃し等があってはいけないから、極端なことを言ったら土日を返上してでも、やっぱり管理職はどうなのだろうかというので気にかけて、巡回視察するというか、そうしたような努力もされるべきではないかと、このように考えておりますので、うなずいておられるのもう改めて答弁は求めません。是非

ともそのように御努力をいただきたいと、このように要望しておきたいと思います。

それで、2点目の質問であります。いろいろな経過、いろんな行政と住民とのあつれき、あるいは住民の相互におけるあつれき、様々な課題を克服して、今年度8割、事業進捗率がして、ある意味で言えば、竹原の北の玄関口というか、これがかなり整備をされてきたことは、私は一定に評価されるべきだと、このように考えるわけです。

しかし、あの立通りからずっと来て区画整理を囲む周辺の水環境というのは、非常に低位なというか、劣化している状況があるわけです。そうしますと、都市空間というものを考えた時に、竹原の場合はどうしても交通、車社会に適応、即応した形で道を広げる、そしてそこへふたをするような形で、車社会優先のまちづくりをしてきたと、道づくりをしてきたということ、これは時代の流れで、時代の要請でやむを得なかったのだろうとは思いますが、うのですけれども。

しかし、倉敷にしても柳川にしても、歴史を誇る町というのは、そこに人間が歴史的に営々として積み上げてきた水辺空間といいますか、水環境といいますか、これが一定の状況に保たれて、そして都市における潤い、こうしたものも醸し出して、そこに住んでいる人々の誇りであるとか、あるいは観光で訪れた人々に対して、水辺空間の心地よさというものを提供するわけです。そのたびに、例えば柳川でいえば、1年に1回、住民総出で門を閉め切って川さらいをして、あれだけの水環境というものを維持しているのです。

それで、かつて私が住んでいるところもそうですけれども、溝掃除であるとか、あるいは川掃除、1年に1遍はしてきたのです。しかしながら、そうした車社会に即応した道路空間の拡大ということで、暗渠へするとかというような形の中で、水辺空間から市民が遠ざけられたといいますか、そうした中で、本来なら私、背戸川も瀬戸内海の瀬戸を書くのかなと思ったのです。背中に戸ですよ。というのは、広辞苑で調べてみますと、裏側であるとかという形なのです。そして、おそらく背戸川という地名が残っているということは、都市化が進む以前は裏庭を構成する水辺空間として、一定の水質なり水環境というのが保たれていたのではないかと思うのです。ところが、都市化の進展に伴ってどんどん水質悪化を招き、そして今日に至っていると。背戸川の問題はただ単にそれだけの問題ではない、構造的な問題もあるようですけれども。そして、ある意味で言えば地元におかれても、行政が対応できないのなら自治会として、あるいは関係住民として、川さらいといいますか、川掃除といいますか、どぶさらいといいますか、そうしたことをやらざるを得ないのかなというような声も一部ではあるのです。

そうしますと、一つはそうしたある意味生活空間と一体となった水環境の整備は、全て行政の一方的な責任で片がつく問題でもないわけです。そうしますと、一つは下水道の普及率を上げていく、引き込み率を上げていく。同時に、そうした水の汚染であるとかどぶ化というのは、これも誰かがやったのではなくて、地域へ住んでいる人々が水辺空間への関わりとか思いやりを喪失、あるいは後退させたことによって引き起こされたことなのです。そうすると、そうした水辺空間、自らの家にある川、水辺空間としての背戸川をかつての都市化以前の状況に引き戻す、そのためにも、一つは地元の方々と、行政がどこまでタッチするかは別にしても、あるいは一緒にやらなくてはいけないかもわからないですけども、そうした協働の川掃除とか川ざらえというものも復活をさせていく今日的な課題があるのではなからうかと、このように考えるわけです。

ある意味柳川なんかの場合は、かつての昔の柳川はきれいだったねと、堀割りはきれいなかったねという呼びかけに地域住民が応えていったのです。ですから、ともすれば行政という立場になれば、管理であるとか法的な問題であるとか、あるいは管理責任、損害賠償責任等々があって、どうしても無機質な感覚にならない面も否定はできないのです。しかし、さはさりながら、これから限られた税財源等を最大限有効に使い、もっと言えば最少の費用で最大の効果を上げようとするならば、そうした市民のあるいは地域住民の心の琴線に触れるような、シンパシーを感じてもらえるようなそうした取組も必要なのだろうと思うのです。

これは建設部長の方で答弁は難しいかも知れませんが、もう一度そうした意味で地域の方へ入っていただいて、自治会とか協働のまちづくりとも膝詰めの話をしていただきながら、そうした取組をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の背戸川の清掃活動につきましては、以前、地元の関係の地権者の方とかまた市の職員も出向きまして、何回か共同で清掃活動をしたという時期もございました。そういったことを踏まえて、例えば水辺空間、背戸川の水を何とか保全していこうということで、地元の意見を取り入れて、地元の区画整理区域内の秋井公園については、そういった公園の整備において、そういった施設整備において整備をしてきたという経緯もございます。引き続き、地元の自治会等と連携をとりながら、できることから取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 大変だろうと思うのですが、そうした住民の心の琴線に触れるような取組、訴え力というのも早急力を持たないと、私はこれからなかなか難しいのだらうと思うのです。区画整理の中ならば、そうしたある意味で言えばいろいろ対立はあっても何とかかんとかできたけれども、その周辺になればまた別の話なのです。そして、それぞれ置かれている河川の区域の状況が非常に複雑で、なかなか一律な取組というのが難しいと思いますので、ですからそうした個々の地域地域の実態に即したような、行政と住民がともに知恵を出し合い、汗を出し合えるような、そうした取組を是非ともお願いをしておきたいと思います。

それでは、いよいよ3点目の質問であります。

私は、市役所へ入った時がちょうど電発3号機の建設の時期でありまして、その時に水をどう確保するかということが最大の関心事、政治的な課題だったわけです。それで、私が入りました時に、ちょうどもう水道課では県用水を引っ張ってきて、そして市民皆水道を実現していくためにはとてもではないができないということで、水道課を水道部に昇格をさせた年に、私は採用されて配属になったわけです。ですから、もちろん今水道課にも何人かはその当時の状況を一緒に苦労した職員がおられますけれども、その当時の状況を言いますと、部長が呉から呉市の水道局で勤務されておられた方を招聘して、竹原市の水道課長としてお越しいただいた方なのです。この方が部長になられました、技術屋さんです。だから、ずっと水道の建設に関わってこられた方といたしますか、そういう方です。そして、工務課長というのがおられまして、この方も私の高校の先輩ですけれども、安芸津から来られておられた方が工務課長でした。これも県から招聘をして竹原市へ来ていただいた方です。そして、庶務の方は、市長もよく御存じだらうと思いますけれども、仁賀の方で山より大きいイノシシは出てこないというので、かなり精神的にタフで、また交渉能力も高くて頭の切れる方でした。

そうしたふうに、ある意味相当の規模にわたる工事ですから、それでもやはり様々な課題がありました。例えば用地交渉一つにしても、立木1本で毎晩毎晩交渉に行かれたり、あるいは地権者の方が水道の方へ来られて激しく詰め寄られたりとか、様々なことがありました。そして、同時に課から部へ昇格しましたけれども、その当時、例えば工務課の方はおそらく増員がなかったのだらうと思うのです。庶務の方は増員をして一定の推進体制はできましたけれども。そうしますと、県なんかでもそうなのです。おそらく副市長はよ

く御存じだろうと思いますけれども、例えば土木事務所でかなり規模の大きい工事が計画されているという場合は、当然組合との交渉とか、私の経験からいえば、当時の竹原土木事務所でも工務課長を突き上げてやるとどうのこうのというような話もいろいろありました。とりわけ水道においては、公務員法の適用ではないのです。地方公営企業法の適用を受けますから、当然そうしたスト権も含めた争議権というのは持っているわけです。

そうすると、私はこれだけのものをやっていくのに、市長の意気込みはわかります。しかし、残念ながらいろんな人に聞いてみても、これだけの事業が今のメンバーでできるとは思えないねという不安の声の方が大きいですよ、はっきり言って。結局は職員がやるのですから。そうした意味では生産の3要素といいますけれども、土地、資本、そして人でしょ、労働力でしょ。さらに、そうした職員の数が、とりわけ技術系の職員が足りるのかという問題もあります。同時に質の問題もあるのです。

例えば、年の初め、北部へ年始の挨拶へ行ってこようかなと思って行ったのです。そうすると、かなり厳しい口調で、宮原さん、水道はどうなっているのだろうか。3割も4割も値上げをして、漏水しているところを直しに来てそのままよと。埋め戻しも何もせずにそのまま帰って、1週間も何日も放置したままよと。宮原さん、議員として値上げだけ認めて、あんた何仕事しているのかと言って、かなり厳しい口調でお叱りを受けました。そして、聞けばそこだけではなくて、ほかにもあるのです。漏水工事一つ、これ市長よく認識してほしいのですが、漏水工事というのは、当然管が裂けているわけですから、その水漏れを防ぎます、そして埋め戻しをして舗装をするでしょ、そこまでが漏水工事ですよ。埋め戻しも何もせずに、その漏水箇所本管だけを直して、そしてしょうがないから、建設業者の方へその埋め戻しや舗装を頼むような状況にあるのです。1つ2つではないのです。

ですから、私も水道の状況は、先ほども申し上げましたように、私の公務員生活のスタートは水道ですから、よくわかります。今でもわかります。そうした意味において、私は市長の意気込みに関わらず、かなり今の竹原市の体制からいうと厳しいのではないのかという気はしています。今までも、いろいろと水道と市長部局との人事の交流、技術屋の交流もいろいろやってきたのです。しかし、なかなかうまくいかない。水道において、なかなか職員が育たない。ですから、水道ビジョンにおいて、たしか10項目か何項目かあったと思いますけれども、そうした市民皆水道、国民皆水道になっていく中で、維持補修の方へいつているから、そうした建設工事に関わる職員が不足を来しているよという指摘もあ

るのです、厚労省が示した水道ビジョンの中には。それも踏まえて検討しなさいねとなっているわけでしょ。

しかし、昨年4月1日の人事等を見ると、とてもではないけれども、市長の意気込み、熱意が伝わるような人事では、私はなかったと覚えているのです。ですから、先ほど申し上げましたように、職員が漏水工事さえも職責を果たせないというのは、この前定例監査の時も私市長の方に申し上げましたけど、係長の仕事というのが非常に重要です。係長がしゃんとしているところは、いろいろ課題があってもそれなりにうまく回りますねと。しかし、係長ポストがいつ来ていつ休んでいるのかわからない、むしろ1年間を通せば休職期間の方が長いような人が係長であるならば、職員にまともに漏水工事をやれと言ってもできない話ではないのですか。私はそう思います。

そして、同時に耐震の問題。これは先般も新たな断層が見つかったと、こういうふうに使われています。そして、竹原も竹原断層があります。これ16キロですよ。小梨から吉名へ向けて走っている断層、ちょうど中通、そして成井も入ったようなところに実は断層が走っているのです。また、安芸津の三津の方から本郷の北方へ向けての断層も走っています。市長はよく熊本地震を言われますけれども、私は熊本地震よりかは鳥取地震の方が心配なのです。実は、鳥取にある断層というのは2つですけども、13メートルとか12メートルなのです。それより竹原断層の方が長いのです。断層が長ければ長いほど、それがもしずれを起こした時の災害の規模というのは、マグニチュードというのは非常に大きくなっていくわけです。その上に計画されたものが、果たしていいのだろうか。

例えば厚労省が示した水道ビジョンで言えば、50年、100年先を見つめた計画をしなさいねとなっているわけです。活断層というのは、50年、100年が言えない話です。ですから、鳥取の中部地震といいますか、倉吉を中心としたところなんかは断層もなかった話ですから、そこがあれだけの災害を起こしたのです。そうすると、竹原でも竹原断層がいつ起こるかわからないという極めて不安定な状況の中で、50年、100年先を見つめたような、そうした計画というのは果たしてどうなのだろうかという、私は非常に大きな心配をしているわけであります。

ですから、答弁の中で、実施に当たってはそうしたものを踏まえながらというふうに答弁をいただいているので、改めてそうした活断層の所在等も見ながら、もっと言えばそうした専門的な知見を持つ地震学者であるとかそこら辺の知見も得ながら、改めてどこが適切なのかということについても検討をしていただく必要があるのだろうと、このように思

うわけです。そうしないと、先般もその地震に対する、大規模災害に対するシンポジウムが開かれて、東大の教授なんか、地震学者等が指摘しているのは、もう断層云々ではなくて日本列島どこでマグニチュード7規模の災害が起きてもおかしくないと、こういうふうに指摘されているのです、それに備えなさいと。であるならば、50年、100年後を見据えた実施計画というのは、そうした専門学者といますか、現代における地震学等の科学が指し示すところの危惧等にも一定程度応えるものでなければならないと、このように思うのです。

そうした意味において、私は再度部長のほうから、そうした実施に当たっては、そうした知見等も踏まえながら、見直しを図りながら、適正なものにしていくということで御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 今の中期整備方針に基づいての御質問というふうに思います。議員の質問の中にございました、新成井浄水場に関わっての、それも含めてということではよろしいですか。

おっしゃられますように、今竹原断層というのがあるということで御紹介いただきました。こういった断層があるということであれば、我々としてもそういったものを考慮せざるを得ないというふうに思いますし、施設につきましては、どういった施設を整備していくかということについて、その辺の状況はそういった外的な要因と、あるいは土地の状況とかそういったものは一定に調査をしながら、適地に施設を整備していくというのは基本だろうというふうに考えております。

今後そうした判断の中で、中期整備方針につきましても、これは適宜社会情勢あるいは給水人口なども踏まえまして、見直しは適宜しながら最適なものを整備していくということで進めていきたいというふうに思います。そうしないと、安定的かつおいしい水を供給するという水道事業の本来の使命を果たしていかなければならないというふうに考えておりますので、計画は当然尊重しながら、そのあたりにつきましては適切に対応していくということが大事だというふうに考えております。

地震等につきましては、水道施設耐震工法指針とか、そういった定めた指針もございしますので、当然そういった重要な施設については一定の耐震性能を持たさなければならないということになっておりますので、そういったものも含めまして、今後適切に対応してまいりますというふうに考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 是非とも柔軟な発想を持って、対応を見直すべきものは大胆に見直す、そうした機動的な運営というものを要望しておきたいと思います。

それで、先ほども申しあげましたように、厚生労働省が示した水道ビジョンの指針で言えば50年、100年先を見据えたというのです。そして、昨日もおそらく人工知能学会か何か開かれて、1つのAI、人口知能に対する倫理規範をどう付与するかというような形で報道がなされておりましたけれども、テレビ報道によれば、例えばそうした人口知能、AIが、2030年の推計ですけれども、労働力人口の49%を占めるであろうとされているのです。2030年ですよ。要は49%の現在の労働力が、人間労働がAIにとってかわられるという話なのです。そうしますと、なかなか人口推計についても、今の推計のまま果たしていけるのだろうかとかというような問題もあります。2030年といたらすぐそこですから。

私どもも、ずっと私はそんなに長くなかったですけれども、おそらく総務部長も三十五、六年、七、八年ぐらいにはなるのかなと思いますけれども、まさか、最初はワープロ時代でしょ。そして、今のような時代ですよ。想像もできなかったような時代があつという間に来たわけですよ、迎えたといいますか。そうしますと、そうした様々な問題も含めながら、果たして私は50年、100年先を見通せるような計画をして、厚生労働省よくも言ったなと思うのですけれども。私は、そうした意味において地方自治と国との関係を、国の行政機関との関係をどう考えるかという問題で言えば、一つはそれは一定程度、地方自治といえども国の行政の一環の面もあるわけですから、全否定をするというわけにはいかないでしょうけれども、やはり竹原市における実態に即したような批判的なものも、視点も私は持つておかないといけないと思うのです。

そして、前後するのですけれども、総務部長にお尋ねをしますが、今の計画の前提となった竹原市水道ビジョンです。これはどのようにして何年度につくられて、例えば当時であれば総務文教委員会等々に諮ったことがあるのかどうかについて、答弁をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 御質問の竹原市水道ビジョンについてでございますけれども、これにつきましては、平成21年度に策定がされたものというふうになっております。当時、議員の方からも御紹介ありましたように、水道事業を取り巻く将来の人口減少

でありますとか、老朽化した施設の更新、水道事業の効率化等々問題がたくさんある中で、そういう水道に関する課題の分析、評価を行って、そうした中から水道利用者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくために、水道ビジョンというものを当時策定をされております。計画期間は、平成21年度から平成23年度までの期間というふうに定めてございます。

こちらの方は議会の方の委員会の方へ説明をされているかどうかということですが、これについてはいろいろと議会の方も当たってみました、そういった痕跡がないので、多分説明はされていないのではなかろうかというふうに考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） そうですね。平成21年度の当初予算、資本的支出、款項でいえば上水道建設改良費、目として上水道拡張事業費、節で委託料として2,250万円組まれて、今の水道ビジョン策定に関わるものについては、今度決算でいいますと252万円契約をされたと。ですから、予算、決算上の形では議会への報告はなされているが、ビジョンの中身とか等々については全く委員会を含めた議会へは報告をされていないと、こういうこととあります。これについては、我々の側も改めて予算、決算の見方についても大きな課題を突きつけているのだろうと、このように考えております。いずれにしても、ある意味今の計画の前提となる竹原市水道ビジョンについては、予算、決算上の審議、あるいは審査手続は経ているが、中身についての審議は全くなされなかったということとあります。

それで、本当はこの4月1日、実施計画に係る人事異動も含めた執行体制について答弁をいただきたいと、このように考えておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、総務部長と私同期で同じ釜の飯を食い、一緒に泣いたり笑ったり怒ったりし合ったこともあります。そうした意味で、エールを送るという意味で、改めての答弁は求めませんが、この計画に関する市長の決意があらわれるような、水道における、とりわけ技術系職員の人事に関わる体制に注目をさせていただいておりますことを表明いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（道法知江君） 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位 5 番、松本進議員の登壇を許します。

1 3 番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第 1 番目には、竹原市新年度予算案と税などの集め方、使い方について、市長に質問します。

世界の超富豪 8 人の持つ富が、世界人口の半分、より貧しい 3 6 億人が持つ富と等しくなっている、国際援助団体オックスファムが今年 1 月 1 6 日公表しました。私は、新自由主義の政治、弱肉強食の政治に大変驚きました。民間シンクタンクの野村総研が昨年 1 1 月 2 8 日発表した推計で、純金融資産保有額が 5 億円以上の超富裕層は、2 0 1 3 年から 2 0 1 5 年にかけて 5 万 4, 0 0 0 世帯から 7 万 3, 0 0 0 世帯へと 3 5. 2 % 増加し、保有総額も 7 3 兆円から 7 5 兆円に増やしました。野村総研は超富裕層の保有金融資産の増加について、安倍政権下の経済政策、いわゆるアベノミクスによる株価上昇がこの期間続いたためとしています。

私たち日本共産党は 1 月 2 0 日に第 2 7 回党大会を開いて、今の貧困と格差をただす経済民主主義の改革として、4 つの改革を提唱しました。

第 1 には、税金の集め方の改革——能力に応じて負担する、公正・公平な税制、第 2 には、税金の使い方の改革——社会保障、若者、子育て中心の予算、第 3 には、働き方の改革——8 時間働けばふつうに暮らせる社会、第 4 は、産業構造の改革——大企業と中小企業、大都市と地方などの格差を是正することです。

そこで市長に質問いたします。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計等各会計の歳入歳出の消費税 8 % の影響額と地方消費税交付金、また消費税 1 0 % 増税での影響額は幾らになりますか。その消費税に対する竹原市の財政運営と市民の暮らしに対する市長の認識をお聞かせいただきたい。

次は、竹原市の第 7 期介護保険事業計画の策定についてです。

昨年 9 月市議会の決算資料では、竹原市内の特別養護老人ホーム入所待機者は 4 1 8 人で、市内特養ホーム定員 1 5 3 床の 2. 7 3 倍です。そのうち、在宅待機者は 1 4 8 人で、要介護 3 以上が 6 9 名を占めています。いつまで待てば入所できるのですか、要介護者や介護者の切実な願いです。このまま放置することは、人間らしく生きたいと願う高齢

者の尊厳を踏みにじることになります。今年5月には、介護サービス見込み量の設定作業が行われるスケジュールです。高齢者の尊厳を少しでも守るためには最低限特養老人ホームを69床増やすことを強く市長に求めますが、いかがでしょうか。

次は、2018年度には国民健康保険の運営が、現在の竹原市から広島県に移ります。多くの自治体では、国保税額を抑えるために一般会計から繰り入れをしていますが、県への移行で繰り入れができなくなり、国保税の大幅な値上げを危惧しています。ところが、竹原市は国保税の値上げを先行しています。広島県内で2番目に高い国保税となっています。

そこで市長に質問します。

国保税の試算（家族3人のモデルケース）として、40歳夫婦、15歳の子ども1人、資産なしで所得200万円では、竹原市の国保税額は幾らですか。その世帯の所得税や住民税、国民年金は各税額等は幾らになりますか。その世帯の可処分所得は月額幾らになりますか、お聞きします。

3人家族、同モデルケースの生活保護費は月額幾らでしょうか。3人家族、同じモデルケース試算の可処分所得の暮らしについて、市長は憲法25条の生存権をどのように認識されていますか。

さらに、地方自治法第1条の2は「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあります。自治体の第一義的な責務、行政の基本市政から見て、市独自の施策で市民の国保税額の負担を軽減する有効施策はありますか、お聞かせください。

次は、2017年2月11日付け全国紙（朝日新聞）には、関西財界セミナーで、今まで社会的な課題は守備範囲外という枠を超えて子どもの貧困に踏み込んだ。今回の議論を通して、子どもの貧困が社会に多くのひずみを生み、将来にわたって影響が続くことを知った。18歳未満の6人に1人は相対的貧困状態にあり、母子家庭の子どもの貧困率は5割を超え、先進国最悪という事実は重い。分科会では幼児から高校までの教育無償化を提言しています。

そこで市長に質問します。

竹原市ではこの基準に基づく相対的貧困状態の世帯数、人員数はどのようになりますか。竹原市は、子どもの相対的貧困状態の実態調査を行い、子どもに夢と希望が持てる有効な施策を実行すべきではないでしょうか。

次は、私は新年度予算議会で学校給食費や医療費、保育料など義務教育終了までの保護

者負担ゼロを提言してきました。新年度における財源は幾らになるでしょうか。保護者負担ゼロの施策実現を強く求めますが、市長はいかがお考えでしょうか。

2月12日夜のNHK放送で、見えない貧困のことが報道されていました。中高校生がかげ持ちでアルバイトをして家族を支える姿。大学へ進学したいけど、お金がないから諦めるといった姿。一旦、負のスパイラル、悪循環に巻き込まれると抜け出せない。子どもの夢を奪う深刻な事態が起きています。私は、改めて政治の責任を痛感させられました。吉田市長には、子どもに夢と希望の持てる明確な答弁を求めたいと思います。

第2番目の質問項目は、部落差別を固定化させる新法と竹原市政について、市長にお尋ねします。

昨年12月成立した部落問題に関する新しい法律は、現在もなお根深い部落差別が存在するとの認識に立ち、部落差別の解消のために国の責務や地方公共団体の努力を定め、部落差別の実態に係る調査を国が地方自治体の協力を得て行うことを義務づけています。この実態調査は、旧同和地区、住民を洗い出し、行き過ぎた意識調査等によって、それ自体が国民の内心を侵害し、地域住民の間に新たな壁をつくり出す危険があります。私は部落差別を固定化させる新法の発動に強く反対をしたいと思います。

そこで市長に質問します。

2002年に失効した特別法によって、竹原市も旧同和地区の指定は消滅していると考えますがいかがでしょうか。また、同和立法による特別対策を終結した理由を2001年1月26日付けの総務省大臣官房地域改善対策室が発表しています。33年間にわたる同和立法に基づく特別対策を終了し、一般対策に移行する主な3つの理由を説明してください。

次は、新法が義務づけている部落差別の実態調査は、国が地方自治体の協力を得て行うとされています。竹原市は、旧同和地区や同住民という規定、基準は何を根拠に定めていますか。部落解放同盟団体と協議することになれば、竹原市の主体性の確保はどのように担保するのですか、果たしてそれは可能でしょうか。市長に答弁を求めます。

次は、竹原市内の部落差別に起因する結婚差別や就職差別等はゼロという理解でよいでしょうか。

市議会の予算、決算の資料では、竹原市内における部落差別に起因する相談件数が平成27年に1件、結婚、就職など部落差別に起因する発生が平成24年に1件とあります。この相談、事件について、竹原市自らが部落差別に起因するものと判断したのですか。そ

れはどのような判断基準に基づいているのか説明を求めます。

次は、2002年に特別法が失効しているにも関わらず、竹原市は部落解放同盟への補助金を支出しています。また、勤労青少年ホームの一部を施設の目的外使用という不正な形でいまだに部落解放同盟南部協事務所として継続使用を認めています。即刻、これらの是正を求めますがいかがでしょうか。市長の明確な答弁を求めます。

以上、壇上での質問といたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。消費税に関する影響額につきましては、設定する税率の水準または企業活動や消費動向などによって及ぶ影響度が異なるため、正確に把握することが困難であると考えております。

こうした中で歳入につきましては、消費税率が見直されることで、地方消費税交付金が増減することが考えられることに加え、消費税が地方交付税の財源となっていることから、普通交付税の交付額や臨時財政対策債の発行額にも影響があるものと考えております。

一方で、歳出につきましては、平成29年度当初予算の性質別経費ごとの合計額で課税対象とそれ以外のものに振り分け、一定の条件のもとで比較しますと、課税対象となる経費を現在の消費税率で除した金額に1.05を乗じた場合、一般会計では約2億2,000万円、特別会計では2億3,000万円、水道事業会計では1,000万円がそれぞれ減少し、同様に1.10を乗じた場合、一般会計では1億4,000万円、特別会計では1億8,000万円、水道事業会計では約800万円がそれぞれ増加する見込みとなっております。

この消費税につきましては、国及び地方の施策を推進するための貴重な財源となるものであり、とりわけ消費税率の引き上げに伴う増収分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、これらの制度運営を通じて、竹原市民を含む国民の福祉の向上につながるものであると認識しているものであります。

特別養護老人ホームの入所対象者につきましては、平成27年4月の制度改正により、要介護3以上と、要介護1または2については施設以外での生活が著しく困難であると認

められる方が対象となっており、在宅での生活が困難である中、重度の要介護者を支える機能に重点化されたところでございます。

毎年、広島県と県内市町で行う4月1日時点での特別養護老人ホームの入所申込者調査において、平成28年度につきましては、国の全国調査項目を含め実施しており、要介護3以上の方の竹原市内の申込者は130人であり、このうち在宅の申込者数は45人という結果となっております。

特別養護老人ホームの整備につきましては、国の全国調査結果や市が実施する在宅介護実態調査等の結果を踏まえ、必要なサービス種類ごとの量を見込んだ上で介護保険事業計画に位置づける必要があります。また、広島県全体の介護基盤整備としてひろしま高齢者プランとの整合が必要であるなど、広島県及び近隣市町との協議や調整が不可欠となるものがあります。

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、市内の特別養護老人ホームをはじめ、施設設置者への施設入所状況調査等を行い、その内容を事業計画に反映させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括ケア計画として位置づけてまいりたいと考えております。

今後におきましても、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を見据え、中・長期的な視点により事業計画の策定に取り組んでまいります。

国民健康保険税の試算につきましては、御質問の条件で算定いたしますと、収入が31万6,000円、国民健康保険税が37万9,400円、所得税が2万4,963円、住民税が5万9,300円、国民年金が38万6,220円、合計で84万9,883円となり、この世帯の可処分所得の月額額は、18万8,843円となるものであります。

また、この条件での生活保護費の試算につきましては、月額で18万6,086円となり、国保の負担軽減に関する本市独自の施策につきましては、平成30年度の県単位化への取組を進める中で、国、県の動向等を注視してまいりたいと考えております。

本市における相対的貧困の御質問につきましては、子どもの貧困が子どもの生活の質や学力等に影響を与えるだけでなく、貧困の連鎖として、子どもが成長した後の就業や所得等に影響を及ぼすものとして、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国や地方公共団体は貧困に対する施策を実施するために必要な調査研究を行うこととされたものであります。

全国における子どもの貧困率につきましては、厚生労働省の平成25年国民生活基礎調

査により16.3%という数値が示されておりますが、当該調査において都道府県単位で算出するためには、抽出した調査客体の数が少なく、正確さに欠けることから、各県単位での子どもの貧困率が算出されていないため、本市の対象者数についても把握できない状況となっております。

こうした中で、平成29年度において、広島県と県内市町が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を確実に支援する仕組みを構築するための調査を実施する方向で検討を進めていることから、今後におきましても、実情に応じた子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

義務教育終了までの保護者負担ゼロの施策実施につきましては、平成29年度の当初予算に計上した経費のうち、仮に保育所や認定こども園の保育料、幼稚園保育料、乳幼児医療費、小中学校学級教材費や給食費を完全無料化とした場合の影響額として、総額で3億5,568万8,000円の費用が見込まれるものでございます。

本市といたしましては、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する観点から貧困の連鎖を断ち切ることにより、子どもたちが夢と希望を持つことができる社会の実現に向けて、引き続き、学校、地域、関係機関等と連携して、要支援家庭への支援など必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、自民党、公明党、民進党共同の議員立法案として国会に法案が提出、可決され、平成28年12月16日から施行されているものであります。

その内容につきましては、基本理念、部落差別解消に関する施策、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発等に関し、国の責務、地方公共団体の努力義務が明記されているとともに、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態調査を行うものとされております。

旧同和地区の指定につきましては、平成14年に失効した特別法により生活改善等を行う地域として指定されたものであり、同法の失効によりその指定の効力も失われたものと考えております。

また、特別対策を終了する理由につきましては、旧総務省大臣官房地域改善対策室が発

行した同和行政史の中で、第1として、国及び地方公共団体の長年の取組によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化したこと、第2として、このように同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられないこと、第3として、経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動が起こり、同和地区においても同和関係者の転出と非同和関係者の転入が増加した。このような大規模な人口変動の状況下では、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になってきていることと説明されています。

部落差別の実態調査につきましては、国の責務として実施することとされており、現在、国においてその実施方法等について検討がなされていますが、調査内容、調査手法実施時期等について、現時点では未定であると伺っており、今後におきましても、引き続きその動向等について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

竹原市内の部落差別に起因する差別事案につきましては、特定の個人を対象とした差別事案に対する相談はありませんが、インターネットの掲示板への差別的な書き込みが継続的になされていることから憂慮すべき事態であると考えており、また部落差別に係る相談については、人権相談業務の一環として、相談者の主訴に基づき相談を受けているものがあります。

補助金につきましては、部落差別問題をはじめ、あらゆる差別の撤廃、人権の確立を図るため、本市の取組と連携した啓発活動に取り組んでおられる団体を支援する必要があるものと考えております。

勤労青少年ホームの一室を部落解放同盟広島県連合会南部地区協議会に事務所として使用許可していることにつきましては、地方自治法第238条の4に行政財産の管理及び処分について規定されており、これに基づき、勤労青少年ホームの運営に支障のない範囲で当該団体に事務所として使用を許可しているものであります。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問に入ります。答弁漏れがありますので、そこから伺っておきたいと。

消費税の件ですけれども、新年度予算における消費税の影響額ということで、増減5%、10%という影響というのは報告がありました。私が質問した中心というのは、新年度予算、平成29年度予算案の歳入は問題は難しいようだけれども、歳出における8%の消費税影響額、これも伺っておりますが、答弁がありませんでした。平成29年度

予算案の歳出における消費税8%の影響額、一般会計、特別会計、水道事業会計等について幾らになるのかと、それとその全体ではその影響は29年度予算に幾らの金額を占めているのかということと、予算では地方消費税交付金が国から受けるわけですから、その交付金の金額は幾らになっているのかということと、その歳出における竹原市の消費税8%の歳出分と、地方の交付税を受ける分の差額は幾らになっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 消費税の影響額ということでございますけれども、今の市長の答弁書の中で申し上げておりますとおり、今の8%の状態と前の5%の状態の部分で言いますと、そこに答弁書の中で申し上げておりますとおり、一般会計では2億2,000万円、特別会計では2億3,000万円、水道事業会計では1,000万円がそれぞれ減少しているということで、5%と8%の差はそういった額になるというふうに捉えております。

それと、交付税の関係。

（13番松本進君「差は今答弁書にあるのだけど、平成29年度に……」と呼ぶ）

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 何回も同じ質問をさせないようにしてほしいのですが、私が通告しているのは、平成29年度予算案で、歳入はいろいろ難しいようですから、歳出の8%の影響額はそのものは幾らかというふうにお尋ねしました。一般会計、特別会計、事業会計。さっき言った5%と8%の増減の分は、今答弁があったとおりです。5%だったらこれだけ減少がある、今度は、10%になったらこれだけ増えるよということと言われるのだけでも、29年度予算の中に占める8%の消費税分は各会計で幾らですかと、全体で幾らになりますかということでもあります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今その額については、すぐお答えするだけの資料を持っておりません。申しわけございません。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 本来、通告もしているわけですから、8%の平成29年度予算案の歳出における8%という消費税の影響額は幾らかと、明確に通告しているわけです。それとあとは、5%、1%増減もと言っておりますけれども、だから8%の現在の影響額は幾らなのかということもちゃんと報告していただきたいと。

それと、これは一つの試算ですけど、私は2年前の2015年3月の議会でやりましたけれども、この時は8%、その時の予算額になるのですけども、これは資料を出していただいて、一般会計等に与える消費税額というのは13億7,000万円というように計算しているのです。5%の時は幾らかといたら11億7,000万円、5%の消費税が含まれていると。そして、8%ではどれだけになるかと思ったら13億7,000万円近くの消費税になりますよということを、私はこの時の資料で示しました。ですから、29年度では幾らの消費税分がその予算の中に入っているかということを申し上げて、相当大きな金額が入っているわけです。それで、今金額がはっきり算出できていないのか、出さなにかわかりませんが、少なくとも2年前の8%の時、これは予算に対して8%の時、一般会計、国保会計等々の消費税額、8%の消費税額が13億8,000万円近く、これは違っていけば訂正してほしいのですけど、私の計算では一応13億8,000万円弱の2年前の8%の税率、予算に対する税金が含まれているよと。そして、その時の地方消費税交付金、国からおりてくるお金が4億7,900万円。4億8,000万円弱が入ってくるということで、私のざっくりとした見方は、8%の時に13億8,000万円近くの消費税を竹原市は負担すると。そして、あとは国から4億8,000万円近くのお金が交付金として入ってくるよということで、市長にここで仕組み上の問題ではっきりあれかもわかりませんが、私が言いたいのは、竹原市の財政から見ても、2年前の試算では8%の消費税が、予算の中に占める消費税が13億8,000万円近くありますよと、しかし国から入ってくるお金は4億8,000万円近くしかないですよ。家計で例えたらわかりやすいのかもしれませんが、家計の負担で13億8,000万円近く消費税を払いますよと。あとは国からいろんな交付税が4億7,000万円近くありますよということで、出した分の34%ぐらいしか国からのお金が来てないと、これは仕組み上なっているのですから。ですから、こういった事実を一つは市長が認識されているのかどうかをまずお聞きしたいのと、こういった仕組み上そうになっている。ということで、竹原市財政から見ても平成29年度分が今は明確に答えられないけれども、おそらく相当大きな十数億円という消費税分が入っている、国からお金の分は入ってくるのは交付金として4億6,25

0万円しか消費税交付金として入らないと。こういった分の財政から見たらその仕組みを市長はどうお考えなのかなということをお聞きしたいのが一つと。

それと、もう一つは答弁の中で、消費税分が社会保障費に全部充てられるというような説明もありました。私は以前も申し上げましたけれども、2014年4月からその8%の消費税が安倍政権で強行されたと。この時の14年度消費税収が5.6兆円増えましたよと、増える金額が5.6兆円ですよと、このうちそれが全額社会保障費の拡充のために使われるということではなくて、消費税で5%から8%に増えた税収が5兆6,000億円ありますよと、そのうち社会保障費の拡充に充てられたのは1.3兆円しかないですよと、こういった説明もしています。ですから、確かに消費税というお金には印がついていませんからそれはわかりませんという言い方もするのかもしれないけれども、しかしなぜそういう言い方をするかと言ったら、もう既にいろいろ定率減税等々、財源を手当てをされている、そこにまた5兆何千億円の社会保障費が増えたのなら別なのですけども、そうではなくて、増えたのは5.6兆円の増収分のうち1.3兆円しか社会保障費に充てられなかったよとということの説明があります。こういったことは御存じでしょうかという2点をお聞きしたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 消費税に関する御質問をいただいておりますが、最初の議員のお話によりますと8%で約13億円の消費税が含まれてるということで、それを消費税として出して国の方から入ってくるのは4億円何がししか入ってこないという御説明がございました。

消費税につきましては、国の方が一括して徴収をしております。それをそれぞれ配分するのは、今議員から御紹介があったように、地方消費税交付金と、もう一つは社会保障財源交付金というもので、2本立てで今これは入ってきております。その総額とすれば4億8,000万円なり、そういった額になっているところがございます。それともう一つは、消費税については地方交付税の原資になっております。交付税の方へ22.3%だったと思いますが、この率に相当するものが交付税の財源として組み入れられております。そこから、地方の方へは地方交付税として配分があるというふうになっておりますので、そういった意味で、それが仕組みとしてはこういった形の仕組みになっているものがございます。

それと、増収になった部分の財源の部分につきましては、5%の時が消費税、いわゆる

国の部分が4%で地方消費税率が1%で5%でした。それが8%になった時は、消費税率の方が6.3になって地方消費税分が1.7というふうに割合として上がっております。こういった部分の、増収に係る部分が消費税法の第1条第2項に規定する経費に充てるということにされております。それは社会保障施策に充当するというようになっておりますので、そういった形で我々としては対応させていただいているところでございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 竹原市の、消費税に対する、家計に例えて私はお話ししたのですが、そこに確かに国の消費税ですから、反対だから払うとか払わないでいいとかということは決して言っているわけではないのですが、一つ消費税で竹原市の家計に例えると幾ら歳出で、消費税を払って国からのお金がどうなのかと、歳入の一部がまだ不明ということはありませんけれども、大枠で考えたら竹原市の財政運営そのものから見ても相当消費税の負担が大きくなっているということは間違いないと思いますし、それであると、そのお金の使い道の問題では、これは消費税という印がついているわけではありませんから、社会保障費という云々がありました。私がこう言ったのは、こういった2010年の時に消費税率が8%に上がった、その時の税収が全額そこに社会保障費には使われなかったよということだけは指摘しておきたいというふうに思います。

それで次は、第7次介護保険計画、介護問題についてお尋ねしました。ここは率直に言って、いろいろ介護というのは幅広くありますから、焦点を絞って質問しました。竹原市で、介護保険計画の中で、特に特養ホームの待機者の問題を伺いました。これは何次にわたる計画でこの増床計画、この特養ホームを、先ほど言った、竹原市内には特養ホームが3施設あって定員が153ですか、これは私の知る限りでは増やされていないというのが実感としてあります、特養ホームのベッド数です。それと、高齢化が進んでそこに入りたいという希望はどんどん増えてくる、そのギャップがだんだんだんだん広がっているわけです。それで、先ほど昨年9月の決算資料でも申し上げて、市の答弁もありました。

いずれにしても、在宅者の介護3以上の待機者というのも、市の答弁では要介護3以上の特養ホーム希望者が130人おりますよと、そのうち在宅申込者が45人ですよということで、昨年の決算とは多少違いますけれども、いずれにしてもこの待機者をそのまま放置することは、人権上と申しますか許されない事態ではないかというのが私はもう大変心配しているわけです。それで、この結果が第7次介護計画を今つくる準備段階に入っているわけですから、ここにきちっとした特養ホームを幾ら増やすよという計画を入れない限

り、また3年後、また3年後、また3年後ということになってしまいます。

ですから、他の自治体との調整ということもありましたけれども、他の自治体でもこの特養ホームの入所希望者はたくさんいて待機状態がどこでも続いています。どこか空きがあつてという状態の、待機者がいないよというのがあつたら教えていただきたいのですが。それは、どこの自治体も特養ホームの入所施設へ入りたいという希望があつても入れない、いつまで待てば入れるのかなという大変深刻な事態が続いている。これは竹原市だけではなく、よその自治体も同じです。しかし、今これを放置すれば、また次の第8次の計画まで、入所ベッド数を増やすということを今やらない限り、私はこの竹原市民の待機者の希望といいますか、これを一步でも二歩でもかなえるというには今市長が決断する以外にはないということで、あえてこの待機者の問題を質問しました。

ですから、是非市長に、この5月からいろいろ介護計画で必要なサービスの設定を準備されるわけでしょうから、市長の指示で待機者が、先ほど市の答弁においても45人ですか、在宅の待機者が45人いる。私は決算で69人と言いましたけれども、45人なら45人、これをせめてこの3年間で解消していくよと、それだけの特養ホームの施設の増床は計画で今からやっていると、5月の必要なサービスを計算する時にその中に入れますよということがあつてしかるべきではないかなということについて、市長に決断を含めて御答弁願いたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 特養の施設整備に関する御質問でございますが、基本的に3年に1回の事業計画の見直しがありまして、新たな制度、新たな計画策定に向けた取組としては昨年の12月の議会でも御承認いただきました計画に関わる債務負担行為の中に新たな調査項目というものも増えております。いわゆる在宅介護の実態調査というものでございます。これら今までありました調査項目に加えた新たな項目を踏まえて、どのような形で、現状サービスメニューも多岐にわたり膨らんでおりますけれども、特養の整備、いわゆる施設整備に関しましても、これらトータルで量の問題をどのように見込み、次期計画に反映していくかということについて検討させていただくものでございます。いずれにいたしましても、特養の施設整備、施設への入所者に関わるその数値の把握と、それからその方々の個々の実情を踏まえまして、この点についてはしっかりと検討し、計画策定に臨みたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） ここは是非、市長が答えるべきです。いろんな国の制約があって、いやいや笑い事ではない、国の制約があって、国は何かベッド数を増やすなというような指導なり取組をしているのは事実なのです。しかし、どっかで突破しないと、この45人、これは竹原市民の切なる願いが込められたこの希望をかなえることができない。これが、5月に必要サービス量を準備して確定するその段階に入るわけですから、そこは市長がこの45人を何とかしなさいと、そのぐらいの決意でやる必要があるのではないのか。笑い事ではない、去年、私が12月にあなたの補正予算で聞いているわけです。その時にあなたは、必要ということは重々受けとめておきますと、そこは私と一致です。計画の中にどのように当てはめていくか、できるだけ何とかしたい、こういった思いは強いのですと、是非検討させていただきたいということで、私はその数の違いとかいろいろ思いは違うかも知れないけれども、しかし必要ということは重々受けとめていきますということは一貫できるから、私も期待してたのです。だから、数の問題で45人、全てぱっという、そこら辺はいろいろあるかもしれないけれども、しかしせつかく5月には必要サービス量を決める、その段階がもう新年度からスタートするわけですから、市長がこの第一歩を何とかこじあけるという面でも第7次介護計画には、今竹原市内で言ったら3つの施設で153床しかない、このベッド数を私は45は増やしてほしい、3カ年で増やしてほしいという希望はありますけども、是非市長の決断でこの増床計画をこの中に盛り込みたいというぐらいの決意は是非期待したいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 松本議員へ何回も言ったらおかしいのですが、よく気持ちはわかるという、でもうちとしては非常に何とかしたいという気持ちには変わってはないのですが、やっぱり県内全体の状況の中でやっていかざるを得ないという状況も理解していただきたいと、このように思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今の市長答弁では大変残念だなと思うし、竹原市民のこういった45人、130人、そういった在宅で要介護3以上の方の切なる思いがなかなか市長には届かないのかなというのは大変残念です。ですから、何とかこじあけるつもりで、確かに、私の思いは45は最低限つくりなさいというのを率直に言いたいけれども、市長が今ここで言われなかったら、それは一歩でも二歩でも増やすという決意ぐらいはできるのではないのでしょうか。もう一回ちょっと確認したい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 先ほど市長も答弁申し上げましたが、いわゆる申込者そのものは基本的に介護サービスをどのような形で受けたいかという一つの選択肢の中で特養を選んでおられることは間違いないところでございます。しかしながら、全ての方が特養に入所を直ちに必要かどうかというものは、それぞれ個々具体のケースでありますとか、そのようなことを含め考えまして施設側なりケアマネ等と色々な形での検討した上で入所措置があるというふうな流れになっております。

いずれにいたしましても、この施設整備に関しましては当然その介護保険運営に直結して大きく関わりがあることでございます。一つ言えば、いわゆる負担の増にも直接的につながる中身でもございますので、量の見込みを踏まえて、この件について慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 市長が答えてくれないけれども、今の部長の答弁でも、サービスが必要かどうかを検討すると言われていたのだけれども、私は控え目に今質問したのです。だから、全体の待機者というのは、去年の決算でも418人いるのです。それで、少なくとも在宅の待機者は148人、そのうち介護3以上が69人、ちょっと数字は違いますけど。そのことを私は控え目に控え目に言ったのです。ですから、最低限これだけの、69床なり、市長の答弁の分では45床ですか、介護3以上の在宅待機者、ここは最低限この第3次計画の中にきっちりと盛り込んで、3カ年で計画的に増やしていくというのが市民の切なる願いだと思っております。

ですから、今部長が言うように必要を検討して入れるという問題ではない、入れないから困ってるわけなのです。それは必要を計算して入りたいというのが入れるのならいいですよ、それは私も経験しました。

（「私も経験した」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。

（「今している」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。だから、私もその竹原市の3施設へ行きました。何年待つかといって、その年数も言われないうのが実態です。ですから、何年待てば入れるのかなと、それが半年、1年待てば入れますと言うならまだしもという、控え目になりますけれども、それも言えないのが現実ですから。是非ともここは、まだ5月まで準備期間がありますか

ら、特養ホームの増床を具体的に一步進めていただきたいというこの切なる思いを伝えておきたいと。

それから次は、国民健康保険の運営に移りたいと思います。

これも壇上で申し上げましたように、2018年度から現在の竹原市の国保の運営が広島県に移行されるということで、今でも高いのに大変だと、どうなるのかなという大変心配な声が出されております。それで、率直に今竹原市のモデルの3人世帯ということでお尋ねしましたけれども、国保税そのものが3人のモデル世帯で37万9,000円、約38万円ぐらいの国民健康保険税がある。この人の収入は311万円余りということで、3人の資産なしのモデルケースで国保税は幾らかということで、311万円の収入の方が、3人家族の方が国保税はこれだけ、38万円弱の国民健康保険税になりますよということになります。

率直に聞きたいのは、県内で2番目に高いということも指摘しました。私が市長に率直に伺いたいのは、この3人のモデルケース、広島県内23自治体の中で残念ながら2番目に高いのです、私も驚きました。この高い今の実態、私は率直に何とかしなくてはいけないという思いで軽減する施策を聞いてるわけですがけれども、その施策もないと、具体的な、独自のです。法定減免とかというのは別として、竹原市独自の保険税の軽減施策はないという答弁でした。ですから、率直にこの県内で2番目に私は高いと。竹原市の生活実態、収入です、そういう実態から見て、竹原市長として私は率直に2番目に高いのは何とかしなくてはいけないという思いがありますけれども、そこの認識はどうですか。生活実態から見て今の第2番目に高いと、3人の国保税が。これについて市長はどうお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 国保税、議員の御指摘のモデルケースの場合で県内を比較した時に国保税の水準が県内の2番であったということでございます。この要因といたしましては、竹原の国保の被保険者の方々が、極めて医療水準の高い治療を受けられている、また薬でありますとか、そういう医療の給付の部分で高額の治療を受けられてることがまず背景でございます。そうした中で、一定にはそうはいいましても、それぞれの皆さんの税としての、料金としての負担というものはできるだけ抑えなくてはいけないということもあわせて考えていかななくてはなりません。そうした中で、例えば料金にいたしましては、法定の減免、先ほどこれは関係ないと議員はおっしゃいましたが、これを適

応、また高額を負担される方につきましては、限度額を設定して、こうやってできるだけ中間層にその料金の負担を求められるような形でこの保険税の制度が現在できております。

そうした中で、今議員がおっしゃられたモデルケースで比較すれば確かに上から2番目ではございますが、例えばもう少し下のケースで比較した場合には、当然減免等の措置がかかりますので、必ずしもそういう高い水準にはないということにはなっておりません。そうした中で、議員が先ほど来言われますのが、一般会計の繰り出しをしてでも負担を減らす何かをするということを議員御提案ではございますが、本来もう何度も言ってきておりますが、国民健康保険制度は国や県からの負担金と国民健康保険税を中心として財政の運営を行うこととされております。そうした中、一般会計からの法定外の繰り入れというのは、様々な構造的な問題を抱えておまして、基本的に国民健康保険財政における財源としては想定されておられません。これら個別の事情がそれぞれ異なる案件に対して、救済が必要な方を適切に救済できるような明確な判定基準が設けられるということの技術的なところも解決していった上で、そうした特別の軽減というものを考えていかななくてはならないと考えております。

引き続き、実際に一般会計から繰り入れている自治体もあるにはあります。そういうこともありますので、引き続きそういったところを調査研究してまいりたい、このように考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 市長、私が聞いたのは県内で3人のモデルのことで、県内で2番目に高いですと、こういうこと申し上げました。これは生活水準といいますか、要するに収入です、収入があつてそれだけの負担が、竹原市の生活レベルといいますか、わかりやすく言ったら、県内で2番目に豊かで、それだけの水準でやっぱり応分の負担をしてもらっているのですよというのと話は違うのです。だから、県内で2番目に高いのは深刻なのです。

それで、答弁漏れだからもう一回聞きますけど、ここの答弁で、この3人の世帯、310万円の収入ということの3人の世帯の国保税は今言いました。いろいろ住民税や国民年金といった可処分所得は幾らかということも月額を出してもらってます。それがこのモデルの人の可処分所得は月額18万8,843円です。それと同じモデルの人の生活保護費は幾らかと、月額18万6,000円幾らか、2,000円ちょっと違いますけど、2,

000円ぐらい可処分所得というのが高いですけども、実際18万8,800円くらいしか自由に使えるお金がない、ここから家賃を幾らか払う、生活費を、3人の食事代を払う、いろんな生活があるわけですから。実際私が言いたいのは、生活保護より下回るような事態が強えられる現実があるということを言いたいのです。

ですからここは、県内に2番が高いという、その深刻な実態もありますし、可処分所得と生活保護費の試算、これ一つのモデルだから、これが一円たりとも間違っているという言い方はしませんけれども、しかし一つの考え方として、同じような3人家族で可処分所得は310万円余りの可処分所得はこれだけしかない、月額18万8,000円余りしかない、一方では生活保護費がこれだけありますよという面では、誰が考えても生活水準を下回るような事態。これだけ低い深刻な事態について、私は憲法第25条の生存権との関係はどうかということも答弁がありません。そこだけをもう一回。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

（13番松本 進君「あなたが答えられないでしょう」と呼ぶ）

市民生活部長（宮地憲二君） 御質問の生活保護と国保税による試算について、この比較等についてでございますが、これは前提条件によりまして金額が変わってくるため、単純に比較するというのはなかなか正しい比較ではないのではないかと、このように考えております。その負担額を算定する基準として、前年の収入状況によって額を決定することから、どうしても救済する必要のある方が出てまいります。先ほど生存権のお話もございましたが、そういう負担がしがたい方に対しましては、事情をしっかりと聞き出す中で適切な対応をしてまいりたいと考えております。また、収入が生活保護水準以下であり恒常的な生活困窮者の方、こういった方々もいらっしゃいます。そうした方々には、生活保護による医療扶助等の制度もございまして、保険制度全体としては憲法第25条の生存権には、一定には配慮、保障されているものと考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私、3人のモデルケースと生活費をあえて言いました。そこは、真摯に市長がきちんと答えないといけない、整理してあなたが答えないと。わけがわからないようなことになるではないですか。だからもう一回、最後にしますけど、生活保護費を下回るような生活を強えられる人には国保税を独自で下げるといふふうに理解していい

ですね。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） いえ、そうした恒常的な所得のない方、こういったことに対しましては、生活保護の制度の中で医療給付等の制度がちゃんとございますので、そちらの方で救われるということでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 生活保護費の仕組みは私も知って質問をしています。ですから、単年度で試算がなつてどういった状況なのかということが、現実問題はそれで試算すると生存権を脅かす事態が今発生していると、ここの認識はないといけないということだけは強く指摘して、次の質問に入りたいと思います。

次は、子どもの貧困という問題で伺いました。この件で、答弁漏れがありますから、あえてまた再度伺うことになるのですけれども、私一つは貧困状態の相対的貧困という状態はどうなのかと、どういう状態なのかということで、これはOECDの作成基準に基づいて国民の所得中央値の半分、これを貧困線ということに定めるというふうに紹介があります。日本においては、所得中央値は244万円で、半分の122万円が貧困線ですと、2人世帯では173万円とか4人世帯では244万円が貧困線ですということがあります。この方式に基づく子どもの貧困割合は、日本においては6人に1人、16.3%が相対的貧困状態にありますよという数値です。母子家庭など大人1人世帯では、貧困率が54%を占めていますよという紹介です。

ですから、相対的貧困状態のこの数値を私はここで質問しました。しかし、そこは答弁がなかったものですから、再質問で伺いたいのは、このOECDの基準で日本においては6人に1人が、16.3%が相対的貧困状態で、母子家庭、母子世帯など大人1人世帯の貧困率が54.6%ありますよということで、竹原市の相対的貧困率はどれくらいの数の世帯、人数になりますかと。母子世帯の貧困率はどうですかということを伺いました。この点を答えてください。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 答弁にも申し上げておりますとおり、調査、公式に発表されております数値等につきましては、厚生労働省が平成25年に行った調査によるものでございます。これらをもとに、推計パーセンテージとして示されたものというふうに認識をし

ておりますので、本市については実態として調査を進めておりませんので、その点について今把握できないというふうな答弁をさせていただいているところでございます。答弁にもありますように、実数を求めるというものではありませんが、現状把握としては来年度、一定任意調査に県とともに取り組むという方向でございまして、そのように御理解いただきたいと思っております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 時間もあれですけども、私は実態の数を言っているというのではないのです。先ほど言った貧困の基準が、OECDが作成した貧困基準というのがあった、日本では先ほど言った数です。ですから、竹原市民の子どもの数に6人に1人だったら何人、何世帯になりますかと。何人の子どもが竹原市では相対的貧困状態、一つの実態ではないのです。数値上は6人に1人、竹原市の場合はそれは違うということもあり得るのですが、一つの推計として竹原市で見たら相対的貧困状態は子どもの6人に1人がそうなるわけだから何人になりますかと。母子世帯の半数がこういった貧困状態になる、一つの推計ですけど、それは何人になりますかということをお尋ねしてます。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 当初の御質問の中に相対的貧困状態という質問項目がございましたので、これらは先ほども申し上げましたとおり、国に基づく調査による数値が示されており、それは実数に基づくものでなく推計値であるということから判断いたしまして、本市における世帯数、人員数という当初の質問にはお答えすべき数値がないということで御答弁申し上げておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 実態と推計とは違うのです。これは世界的にOECDが決めた、子どもの6人に1人がこういった状態にあるのではないかと、相対的貧困にあるのではないのかということで、竹原市だったら子どもの数に6分の1を掛ければ出るではないですか、一つの状態が。

（「それは無理だろう」と呼ぶ者あり）

だから、これが正しいという、推計ですからということをおは申し上げて、それは幾らかということをお聞いているわけです。それはちょっと答えられないということでした。

それで、この子どもの貧困の、県と連携をとってやるということがありましたけれども、ここに平成29年度において広島県と各市町が連携してこういった支援が必要とする

子ども、家庭を確実に支援する仕組みを構築するための調査を実施しますよ、検討を始めていくというのは、これは具体的に竹原市で見たら、私はさっき言った相対的な一定の分があって、そこにいろいろ個別にいろいろな方法で当たって実態調査するのかなと、そういう必要があるのではないかなと思ったのですが、ここの中身は、広島県内でいえば、竹原市で見るとどうということなのでしょうか。説明があればお聞きしたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 現段階でまだ新たに新年度に入って一定の検討組織が立ち上げられた中で進められた中身でありますので、現在予定ということで御理解をいただきたいと思いますが、調査の対象としては小学校の5年生と中学校2年生、それぞれ4,000世帯を対象にするものでございます。また、支援機関等の調査も行うこととしておまして、それは全体を通して全県下の中で傾向を見るというふうな調査になってございます。

調査の趣旨につきましては、一定には子どもの生活の質、学力の向上、学力等に影響を与えるだけでなく貧困の連鎖として子どもが成長をした後の就業や所得等に影響を及ぼすものということが子どもの貧困という概念でございますので、それらの検討をしていく、いわゆる政策等の検討をしていくことの基礎とするために、今までは国における調査等が進められておりましたが、一定には国も調査等に係る支援、いわゆる財政支援等の制度設計もされた上で各都道府県において取り組まれるという中で、広島県においても来年取り組むという中身でございます。

竹原市としては、全県下で各市町がこの調査に参画する中でどのような傾向が出てくるかというのは、各市町の数値が出てくるという中身のものではございませんが、それらをもとに県の貧困に関わる子ども・子育て支援に関わる政策の中で、竹原市においてもそれらの全体の政策の中に竹原市としては今度どのような政策を進めていくべきかということ踏まえていく中身になろうかというふうな認識をしております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 子どもの貧困状態、これを脱却させる施策ということで、確かに先ほど壇上ではいろいろNHKの、私もあれを見て本当に胸が痛みましたけれども、高校生の子どもがアルバイトをしながら家計を支えるという努力をされてるのを見ました。そして、その人は大学進学したいのに行けないと、経済的な困難があって、確かに親のそういう顔を見てるとなかなか言い出しにくいとか、いろんな事情もあるのでしょうか、結果的には進学を希望したけれどもそれがかなわないような状態でありました。

それで、あえて経済界のことを、普通経済団体というたら利益団体ですから、そこだけを中心に、どうすればもうかる、どういう対策をとるとというのが、本来こういう経済界の話でしょうけども、しかしここであえて言ったのは、こういった社会的な課題も今提言しないと大変深刻な事態が進んでいるよということの一つの例として私は申し上げました。そして、私は毎回提案しておりますけれども、竹原市で具体的な義務教育、せめて義務教育の負担ゼロということでは、ここに保育料とか給食費とか教材費等を、医療費を含めて義務教育の終了まで無料化するよということでしたら、新たに3億5,500万円余りの財源が要るということで報告がありました。

私先ほど経済界の分で、せめて幼児から高校まで教育の無償化ということも提言されているということもお話ししました。ですから、一遍に明日から3億5,000万円をここに向けてということは言いませんけれども、私はこの中で保育料とか乳幼児の医療費とか給食費の問題とか、部分的に見たら県内でも給食費の無償化ということに一歩足を出していると、施策を実行しているというところもできつつあります。ですから、一つの考え方としてこういった保護者負担ゼロとした一歩足を踏み出せないかなということ、市長のお考えを聞いておきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 子ども・子育てをどう取り組むか、家計への影響をどのように勘案していくかというふうな趣旨での御質問であろうかというふうに認識します。いずれにしても、子どもを持つ家庭への支援につきましては、全体として様々な今子ども・子育て支援事業計画に基づく施策展開を進めております。その中で、どのような対応ができるかということにつきましては、さらなるサービスの充実も含めて、また他市町のいろんな政策でありますとか随時変更しております国の子ども・子育て支援施策、支援政策、財源措置も踏まえまして、竹原市においても検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 先ほど言ったように、竹原市で完全無償化ということでは新たに3億5,000万円余りのお金が要るということは大変でしょう。ですから、位置づけとして子どもの医療費を中学校まで無償化するということでは、わずかな、わずかといいますか二千数百万円も要らなかったと思いますので、そういったところから子育て支援という立場からも、または子どもの貧困対策の一歩という立場からも是非取り組んでいただき

たいという提言をしておきたい。時間の関係もありますから。

2点目の、部落問題解決の取組についてお尋ねしました。これは特別法が2002年に失効しました。それで、この特別法を終結する3つの理由も今述べていただきました。それで再質問したいのは、予算資料においても2004年に1件、就職、結婚など部落差別に起因する事件が発生しているということがありました、これ1件ということです。27年はインターネットの書き込みということでしょうけれども、この平成24年度に1件という、これは予算資料の中に書いてありますけれども、これは結婚、就職など部落差別に起因すると、部落差別を原因とする差別事件が発生しているよということで平成24年1件であります。

ここで聞きたいのは、三十数年間続いた特別法の時は、被差別部落の地域を指定してやっていた。この地域の環境改善をハードを中心に、環境改善を即刻解決するというところで取り組まれてきました。それが平成2年に失効して解除されています、ですから、解除された中で竹原市独自が24年1月に差別事象だという断定したということです。これは要するに、失効して地区指定がもうないわけです。何を基準に竹原市は平成24年1月に部落差別に起因する事件が発生したと、竹原市独自で判断したのですか。何を基準に判断したのですか。そこをお聞きしたい。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 議会からの予算でありますとか、決算の時の資料要求の中で、過去2回ほど部落差別を起因とする事件、相談件数として1件ずつ報告させていただいておりますが、この件につきましては、まずそもそもの話になりますが、この人権相談というのは部落差別、女性差別あるいは障害者差別やDVです、男女間のトラブルです、また性暴力、高年齢者の虐待、家族への虐待、障害者への虐待、こういった人権侵害、こういったことが複雑に絡み合った相談になってくるものがほとんどであります。そうしたことから、もともとこの人権相談において各相談を類型別に分類してはおりません。まず、それが前提でございまして、そうした中、議会から決算の資料の対象といたしましてその資料として求められた項目が、人権相談のうち部落差別に起因する相談件数、これを報告しなさいということで資料の提出を行ったものでございます。その資料の提出に当たりましては、1年間に受けた人権相談の相談記録を職員が精査いたしまして、人権侵害事案の背景でありますとか相談に来た方の主訴、こういったものを精査する中で部落差別が関係するもの、こういったものを抽出いたしまして、平成24年に1件、平成27年に1

件と御報告させていただいているものでございます。

したがいまして、議員が言われます、部落差別に起因する相談の判断基準ということにはならないかもわかりませんが、この要求資料の場合で言いますと、相談者の主訴、事案の背景に部落差別が関係している事象があるかないかということで、件数に上げるか上げないかということで報告させていただいているものでございます。

以上です。

議長（道法知江君） 残り3分です。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 端的に言えば、部落差別に起因した、部落差別を原因にした就職、結婚とかというそれが今までありましたから、それが部落差別に起因した差別とは特定できてないというふうに理解していいのですね。だから、私の資料ではそういうふうにしましたから、1件かと。だから、複雑に絡み合うのだったら、その絡み合った内容を、何を基準にやるのか。例えば私がそういった分でもし相談したとした場合、何を判断基準で部落差別だと、その地域なのか、そこはどういう判断をするのですか。今は失効しているから地区指定もないし、この地域ではなしに何を基準にやるのかを明確にお答えいただきたい。

議長（道法知江君） 時間がありませんので、最後の質問とさせていただきたいと思いません。答弁。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） これは、先ほど言いましたように、相談の主訴あるいはその相談の事案の背景の中に部落差別、いわゆる被差別の方だということをもってそういう事件とか差別が起こっているものに関して報告をさせていただいている、それが24年に1件ありました、27年に1件がございましたということで御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、14時45分まで休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時42分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、大川弘雄議員の登壇を許します。

8番（大川弘雄君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。快政会の大川です。

今回の一般質問は、竹原市総合計画にもあります人口減少対策全般について質問を展開させていただきます。7項目になります。

大阪市立大学の松永桂子経済学博士は、専門は地域産業論なのですが、この方によると、地方再生の視点は地域経営手腕が重要になるとあります。人口減少、超高齢化といった縮小社会の枠組みの中で地域を存続させていくにはどうすればよいか。日本創成会議座長増田寛也元総務相による消滅可能性都市の公表結果を受け、国や自治体は難しい対応を迫られております。縮小するパイの中で、先進的な地域の共通点、これは首長だけでなく職員の地域経営のセンスの高さが光っていることが必要だそうです。地域の社会的問題をビジネスの手法で解決するといった会社経営者のようなセンスは、地域経営においても重要性を増してきていると書かれてあります。全く同感であります。

ほぼ4年前の12月、吉田市長は片手にマイクを持ち、声高らかにトップセールスで1,000人雇用、そして当選された時の新聞のインタビューでは、産婦人科医療に策あり、と景気よく発言されていたように覚えております。既に就任4年目になりましたが、なかなか結果が出ないという声をよく耳にします。前述のように、先進的な地域の共通点は、首長一人のトップセールスだけではなく職員の地域経営センスが光っていることが重要であります。市職員が一丸となって目標に突き進んでいくことが大切とされています。

そこで質問します。

質問1、職員の地域経営センスを磨いたり、職員が一丸となる手法としては、職員の県外先進地研修や毎日の朝礼での叱咤激励などが有効であると考えます。これに対しての所見をお聞きいたします。

また、2016年12月23日の中国新聞によると、2016年に生まれた赤ちゃんの数は過去最少の98万1,000人、前年比2万5,000人減と見られ、現在の形で統計をとり始めた1899年以降初めて100万人の大台を割り込む見通しになったことがわかったそうです。厚生労働省が公表した人口動態統計の年間推計でわかったということでもあります。一方、亡くなった方は昨年より約6,000人多い129万6,000人と見られ、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は過去最大31万5,000人と推計されております。厚生労働省は、主な出産世代である20代から30代の女性の人口減が大

きな原因である、人口構造が変わらない限り出生数の減少傾向は続くとしています。政府は、若い世代が希望どおりの数の子どもを持てる希望出生率1.8、この実現を目指し、子育て支援や若者の雇用対策を進めておりますが、少子化に歯どめがかからない実態が改めて浮き彫りになったと報道されました。

全国では、80自治体が出生率目標を定めております。中国地方では、三原市1.8、神石高原町1.8、岡山市1.6、倉敷市1.58、美作市1.8、雲南市1.81というふうに7市町です。

質問の2、本市の前年度出生率と出生率目標についての考え方をお聞きします。

次に、質問3、何事にも財源が必要になってきます。減少している市税を補うためには、市税以外に税収外収入の活用が有効と考えます。税収外収入には、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などがありますが、前年度の竹原市に対するふるさと納税の額、それと竹原市から市外へ出たふるさと納税の額の差額、そして新しく創設された企業版ふるさと納税の活用についての所見をお聞きします。

質問の4番目として、雇用については、疲弊している竹原市内の中小企業の近い将来を考える時、地元企業を育成するための条例のような保護主義的な政策が必要であると考えます。所見をお聞きします。

5番目の質問として、子育て支援としては、母親たちが情報収集の場として安心して集える母子サロンの新設の必要性についてお聞きします。

質問6として、住みたい町の条件としては教育水準が高いことが有利とされています。学力の向上のための施策の結果、高校生授業料の無償化についてお聞きします。

質問7として、交流人口増加のための食のおもてなしは、メインディッシュとしてはやはり肉、魚だと思います。今回は、観光客が舌鼓を打つであろう新鮮な魚を思い浮かべますと、どうしても海の環境が心配であります。新瀬戸内法について、海砂採取後の海底の現状についての認識をお聞きします。

人口の自然増のためには、常に新しく、様々な施策、そしてその積み重ねが必要と言われています。是非踏み込んだ答弁をお願いいたします。

以上をもって壇上での1回目の質問を終わります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 大川議員の質問にお答えいたします。

6点目の御質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。少子高齢、人口減少社会の進展など社会経済情勢の変化に伴い、行政ニーズを的確に捉え、課題を解決できる職員の育成は大変重要であると考えております。そうした意味において、職場で朝礼などを実施することは、職員が目標を持って職務を遂行するための有効な手法の一つであり、また先進地の視察研修を実施することは、見聞、見識を高め、職員の資質向上を図る上においても貴重な機会であるものと考えております。

近年では、情報通信技術の発達により先進地の情報は容易に収集することができるようになりましたが、実際に現地を訪れることにより、その地域の方々から直接話を聞き、新たな知識を吸収することで職員の意識が改革されていくなど、一定にはその効果はあるものと考えているものであります。

次に、2点目の御質問についてであります。本市の出生率につきましては、平成24年に公表されたもので1.47となっております。

地方版総合戦略における基本目標や重要業績評価指標、いわゆるKPIとして出生率を設定している自治体もありますが、出生率自体を目標として定めることにつきましては、国においても議論がなされており、担当大臣が目標として掲げるものではないとの発言をされております。こうした様々な議論があったことを考慮する中で、本市におきましては、出生率を基本目標やKPIに設定していないものであります。

次に、3点目の御質問についてであります。平成27年度において本市に寄せられたふるさと応援寄附金の合計額につきましては386万4,000円となっており、一方で、平成27年度中の寄附に対する平成28年度の市民税控除額の合計は301万380円となっていることから、その差額85万3,620円となっているものであります。

企業版ふるさと納税につきましては、正式名称を地方創生応援税制といい、各地の地方創生の取組の実効性を高めていくため、従来の施策に加え、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要との考えから、平成28年度税制改正において創設された制度となっております。

内閣府が発行している当該制度の活用の手引におきましては、地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てた後、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を地域再生計画として内閣府に申請し、認定を受けた事業に対して企業が寄附を行う場合、税制上の優遇措置を受けることができるとい

う仕組みになっております。

今後におきましても、本市が地方創生事業を進めていく中で、当該制度の有効性などについて調査研究を行い、導入の可能性を探っていきたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。中小企業の振興につきましては、本市において、卸売、小売業、宿泊・サービス業及び建設業を中心として地元事業所のほとんどを中小企業が占めており、地域の経済や雇用を支える重要な存在であるとともに、まちづくりの担い手となるなど、地域社会の発展に大きく貢献しているものと認識しております。

しかしながら、市内の中小企業におきましては、人手不足により雇用の確保が大きな課題となっており、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少や海外との競争の激化など、中小企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いていると考えております。

このような状況の中で、中小企業の振興につきましては、地域雇用の創出、労働者の所得の増加、消費の活性化、市税収入の増加につながり、地域経済の活性化と市民サービスの向上という好循環を生み出すものであることから、商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携しながら、創業支援や就職ガイダンスの開催など雇用対策に力を入れているところでございます。

今後におきましても、中小企業者の自助努力は当然必要となりますが、市民や事業者、関係団体、行政のそれぞれが中小企業の振興についての重要性を認識し、様々な取組を行うことが重要であると考えております。

次に、5点目の質問についてであります。本市におきましては、平成27年4月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、「安心の子育てをみんなで支えるまち竹原」の基本理念のもと、子育て支援のための様々な取組を盛り込み、地域全体で子育てを温かく支え合うまちづくりを目指して、家庭、学校、地域、企業、行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら推進しているところであります。

このうち、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業として、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て関連情報の提供等を行うため、児童館や保育所、認定こども園、公民館などの施設において子育て中の親子の交流等を促進するため、地域子育て支援拠点事業を実施しており、未就学児との交流や育児相談等を行うとともに、自主サークルの支援のため、地域に出向いて地域支援活動を実施するなど、議員から御提言のありました、母子サロンと類似した子育て親子が気軽に集い相互に交流を図るた

めの施策を推進しているところでございます。

また、保健師、栄養士、助産師等専門職による参加型学習の場として、乳幼児教室や育児相談、マタニティスクールなどの各種教室、相談事業に加え、昨年4月には保健センター内に子育て世代包括支援センター、通称たけはらっこネウボラを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な支援体制についても充実を図ってきたところであります。

こうした様々な取組により、子育て世代への支援を行っているところでありますが、今後におきましても利用状況や市民の御意見をいただく中で、事業の検証を行うとともに他市町の事例等を調査研究する中で関係機関と連携し、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、7点目の御質問についてであります。瀬戸内海環境保全につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、水質総量削減制度をはじめ、瀬戸内海環境保全基本計画による総合的な対策が進められてまいりました。

これらの取組の結果として、一定の水質改善等の成果がありましたが、藻場、干潟の減少や底質改善の遅れ、漁獲量の減少、海洋ごみの発生など、依然として解決しなくてはならない課題が残っており、里海としての再生に向けた取組が必要であると考えられております。

こうした中で、平成27年10月に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法が公布施行され、瀬戸内海環境の保全につきまして、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された豊かな海とする考え方が明確化され、瀬戸内海環境を保全する上で有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海環境の保全に関する基本理念の新設、瀬戸内海環境の保全に関する基本計画、府県計画の規定の改正、具体的施策の追加等の措置を講ずることとされております。

これを受け、広島県におきましても、平成28年10月、瀬戸内海環境の保全に関する広島県計画を変更されたところであり、本市といたしましても、広島県が設置する湾灘協議会に参画するなど関係機関と情報共有等を図り、美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、海砂採取後の海底の現状につきましては、瀬戸内海環境の保全に関する広島県計画において、貧酸素水塊が発生するほどのくぼ地は確認されていないものの、砂の減少による底質の礫化のため、イカナゴなど以前生息していた生物が減少しているとされていることから、今後におきましても、国、広島県及び関係機関と連携を図ってまいりたいと

考えております。

今回、議員から中小企業の振興や子育て支援など様々な御提言をいただいたところではありますが、現在本市が直面している人口減少や少子高齢化などの課題につきましては、様々な施策を総合的に実施し、成果につなげていくことが肝要であると考えていることから、今後におきましても引き続きこれらの取組を着実に進めてまいります。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 大川議員の質問にお答えいたします。

6点目の御質問についてであります。学力向上のための施策の成果につきましては、竹原市学校教育ビジョンにおいて、確かな学力の向上を基本方針に掲げており、小中一貫教育の推進やICT活用教育の推進を通じて、各校において授業改善を図り、取組を行っているところであります。

特にICT活用教育の推進につきましては、電子黒板やタブレット型端末の活用が情報収集や整理分析の場面における協働的な学びを推進する有効な手だてとなっており、これらの取組に対して、これまでも他県や他市町から多くの方が市内の学校へ視察に来られております。こうした効果的なICTの活用や小中一貫教育が竹原市全体の学力の向上に寄与しており、本市の特色ある教育における取組の一つであると考えているものであります。

また、高校授業料の無償化につきましては、現在国の就学支援制度といたしまして、平成26年度以降の入学者を対象とした高等学校就学支援金制度があります。これにつきましては、国公立や私立を問わず高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を国が支給することにより、経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としているものであります。

以上、答弁を終わります。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

朝礼の件ですけれども、私は吉田市長をそんなに見ているわけではないですけど、この間見た時には9時に登庁されてました。そして、庁内で執務をされて、6時過ぎに公務に出たり帰ったりということでありました。これが、8時に来ていただければ朝礼ができるのかなという思いで質問をしたところであります。

私は、先日もありましたけども、委員報酬の未払いであったり不適切な事務処理、金銭

が紛失したりということがありました。そういった不祥事、失敗があった時には朝礼を行って、大声で叱咤激励、どうなっているのかと言うべきではないですか。これをどこかの会議で言って、それを市職員全員に周知してもらおうということも、やり方としてありますけども、市長は声が大きいのですから、そこは是非やってください。

そして、それだけではないのです。土日に行事なんかがあって職員さんが参加されています。そういった時には御苦労さん、昨日お疲れさまでした。表彰を受けるようなこともあります。そうした時には感謝の念を表現したらいいのではないのでしょうか。それが、この竹原市の職員のやる気を起こさせる一手だというふうに私は個人的に考えています。ですから、わざわざこのようなことを言いました。

前市長の時、見てました。月に1回ほどでしたでしょうか、朝礼の時にたまたま私が居合わせたのですけども、8時半からですか、遅刻してくる人がいるのです。怒ってました、何時だと思っている、早く来なさい、それは気合いが入ると思います。朝礼をしないとすると、遅刻というのですか、喜ぶ職員さんもおられるかもしれませんが、竹原市のことを考えれば、やはりそこは厳しい目線が必要であると思います。

市長の勤務時間は市長が決めるということになっているそうなので、何時に来てもいいのでしょうか、私たちが以前、常任委員会で先進地視察を行うために佐賀県の武雄市に行きました。その時に、その市長は全国でも百選に入るといふかなりの知名度のある人なのですが、大概朝は登庁しないそうです。そのかわり企業回りや県庁へ行っておりますと。ただ、我々が視察した時には、遅れて走ってきていただきました。視察も、受けるためにはそのホテルに泊まって御飯を食べるという条件で視察を受けるといふ、大変この町、武雄市にとっては有利になるような方ではなかったかというふうに思います。今のは私の気持ちです。

次に、職員の県外の先進地、これに対する研修なのですが、前段でも出ましたけども、地方再生をしなければなりません。この視点は地域経済の手腕が重要になります。先進的な地域の共通点です。もう一度言います、首長はもちろんのことであるが、それだけでなく職員の地域経営センス、この高さが光っていることが大事なのだそうです。やはり研修ですよ。県の研修も大事、市町村アカデミーに行って東京大学名誉教授の講義を聞くのも大変すばらしいことです。それも、私も経験しましたが、大変すばらしかったです。それプラス、先進地に行って、人口増をしているところがあるわけですからその取組を見て、実際に失敗談を聞いて、苦労したことを直接質問して自分のものにする、これ

が大切だというふうに感じましたので、この質問をしました。

4月で退職になられるのですか、すみません、こんなことはどうでもいいのですが、部長、この先進地研修という投資です、お金がかかることです、これに対しては私は人材育成につながるというふうに思ってるのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 職員の先進地視察研修についての御質問をいただきました。

先進地視察につきましては、適宜そういった状況が生じた時に、職員には先進地を視察していただいて、そこで実際に相手の方と直接話を聞き、議員が言われましたように、苦労話でありますとか失敗談でありますとか、そういったことも含めて新たな知識を吸収するということは非常に大切なことだと思います。また、直接出向いていくことによりまして、相手方の担当者の熱意でありますとか感性でありますとか、そういった心意気あるいは姿勢に触れるということも当然こちらが視察をさせていただく方とすれば非常に感じる場所があるというふうに思いますし、そうすることが、議員言われましたように、人材育成にもつながっていくものというふうには当然考えられるというふうに思っております。そういった中で、地方創生を進めていく中でそういったところの先進地の視察というのは適宜状況に応じましてすべきだというふうには考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 僕は、ここには書いていませんでしたけども先進地、県外、そして私は海外もいいと思います。市民の方の理解は必要ですけども、実際に海外に行ってそういう先進地を見てきた方の経験を聞くと、すばらしいものです。バリアフリーがそうです、我々日本にはそんなものありませんでした。実際に先進地を見てこられた方々が帰ってきて、10年もたってやっと日本のバリアフリーが始まったのです。それぐらい世界は進んでいるところがあります。研修というのは、遊びに行くものではありません。旅行ではありません。そこで勉強してきて、それが成果につながるならば是非研修、海外研修も考えていただきたい。そこをわきまえてやれば、すばらしいことになると思います。経験が大事だということを言っておきます。

2番目の出生率、これの目標、竹原ですけども平成24年度1.47、国は目標1.8というふうに掲げておりますが、実は人口維持に必要な出生率というのは2.07だという数字が出てくるそうです。なかなか厳しい。1.8でもなかなか目標として上げたくない

というところが多い中で、80団体は上げてました。中国地方では7しかないのです。でも、そうやって1.8を掲げてるところもあります。しかし、実際には2.07が必要なのだということです。

これも、常任委員会の先進地視察で行った兵庫県相生、会派の先進地視察で連れて行っていただきました、長野県の下條村、伊藤村長、有名ですよ。この方たちはトップセールスです、本当。どこがどうしたからではない、市長が選挙公約でこうすると言ってやりました、それが必要なのだと。市長、先ほど僕は嫌みを書いたのではないのです、トップセールスで1,000人雇用……

（「目指すように書いた」と呼ぶ者あり）

これはすばらしいことです。私でも書きます。そうです、目指すのです。

（「おまえそう言わなかった」「何を言っているのか」と呼ぶ者あり）

議長、どうなっているのですか。

議長（道法知江君） 静粛に願います。

（「質問権ないのだから静に聞きなさい」と呼ぶ者あり）

8番（大川弘雄君） ちょっと、どうなるのですか。

（「いいから行けや」と呼ぶ者あり）

続けていいのですか。

私が、そういう立場でもトップセールスでそれを目指します。それは大事なことです。是非それを実現に向かって頑張ってください、このような思いです。

今回は、岡山県の奈義町というところを紹介します。2005年、出生率は1.41でした。これではまずいという危機感を持って子育て施策を重点化し、2014年、5年後には2.81まで上げております。こういった町もあるのです。これは公共事業や補助金、これを切り詰めて子育て支援を充実させた、下條村と同じです。こういうことをしていかなとなかなか難しい。この内容としましては、出産祝い金として10万円から40万円、在宅育児で月1万円、高校通学費年9万円、その他もろもろ、前年度比で45%増の1億2,000万円を充てたということでもあります。物すごく思い切った施策だと思います。これには、市民の方の理解がないとできない、これは重々わかっております。特効薬ということはありません。答弁にありましたように、きめ細かい施策の積み重ね、十分に承知しております。全国から視察が殺到したということでもありますけども、その視察し

た方の声としては、うちの町では無理ですよと言った人もいたそうです。それぐらい厳しいことをしないと、この町が存続していくというのは難しいことなんだなというふうに思っております。是非こういった町もあるということを念頭に頑張っていただきたいという思いであります。もちろん我々も協力いたします。

次、子育て支援に入ります。

竹原市も、数多くの事業を行っているということは承知しております。先ほどの岡山県奈義町の例もありましたけども、親子のサロン、母親と子どものサロン、お母さんからの声だそうです。こういった要望に応えると、それも大事だというふうに思います。キーワードとしては、母親に安心してもらえる環境づくりだというふうに感じています。ニーズを的確に把握して、効果のある施策を打っていく。何を望んでいるのか、コミュニケーションを密にすることが大切だと。基本はそこなのです。そこにいていただきたい。

部長、こういうコミュニケーションを密にするというのは、安心の子育てをみんなで支えるまち竹原を基本理念にしております竹原にとっては、協働のまちもあります、コミュニティも密であります、特異な分野ではないでしょうか。今からの施策にとって、これに対して重要だと思いますけども、その辺の考え方をお聞かせください。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） まず、冒頭市長が御答弁申し上げましたとおり、竹原市においても地域子育て支援拠点事業といたしまして、議員から御提言のありました母子サロンに類似した事業も実施してございます。竹原市内には保育所、または現在で言えば私立の認定こども園、また公民館も各地域にございます。これらの施設等を有効に利用いたしまして、先ほど議員の方から御提案のありました、子育て中の親子が気軽に集いまして相互に交流をしたり子育ての不安や悩みを相談できる場を提供していく、これが大きな目的でございます。そのために、現在もいろんな場面にそういう場を開設してございますけれども、議員より御提言のありますような趣旨は、この事業にも集約はされておりますけれども、さらに現在もまだ就労環境でありますとか、母子世帯また父子世帯、また両親ともども就労されているという環境がどんどん進んでいる中で、いろんな場面でこういう事業は充実を図るべきというふうなことも踏まえまして取り組んでまいりたいと思います。

また、妊娠期から出産を迎え、また乳幼児を育児し、また義務教育課程までの間にいろんな形で支援をしていくというために、市長も御答弁申し上げましたけれども、ネウボラ

事業を実施しております。どうも県内の中では、来年度から本格的に取り組むということでございますけれども、竹原市においてはもう今年度から取り組んでおります。竹原らしいネウボラ事業ということ、竹原市は竹原市の環境しかございませんので、他市町と同じことというようなことにはならないかもわかりませんが、いろんな意味でそういうニーズを踏まえた対応をしてみたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 竹原市は都会ではありませんので、東京、大阪であれば民間のそういった、例えばマタニティスイミングがあったり、お子さま児童クラブがあったりというふうに関係機関がありました。これは民間のものでした。竹原市は、これを公共でやっていかないといけないというつらいところはあります。しかし、今先手を打っているというふうに聞こえました。先進地となっていきたい。これが、今の時代ですからSNS、これを通じて使っていただいて口コミで広がる。これは世界に広がるのは一瞬です。是非先進地になることを目指して、細かいことですがやっていただきたいと思いません。

先ほど言いました、出産の祝い金なんか海士町はかなりの額を出してはいたけども、私は額ではないと思えます。お祝いするという気持ちがあれば、そこに祝いをしていただいた方は喜んでいただけるのではないのでしょうか。私はそのような声をよく聞きます、額だけではないですよ。例えば市長が、部長が、市の偉いさん方です、出産おめでとうございますというふうに家に訪ねてきていただければ額ではない、うれしいということです。是非コミュニケーションを大事にとっていただいて、いいまちを共につくってきたいというふうに思っております。

次、そのためには財源、収入が必要であります。ふるさと納税というものがあります。国からの交付金は、人口割、面積割、このようなもので大半が決まるということになりますと、人口が少なくなってきた竹原市はどんどん減っていくわけです。ならばと考えられたのが、税収外の収入であります。ふるさと納税は、昨年度は約386万円でありましたが、本年度は3,250万円、どんどん頑張っていっていただいております。これを活用して、是非この子育て支援や人材育成、これに充てて、この町を元気なものにしていかないといけないという思いでいっぱいあります。このふるさと納税、入ってくるばかりではありません。竹原市の方がよそに寄附することもあります。ですから、竹原市は入ってくるふるさと納税を増やしていくという努力をしないとイケません。これはどのような方

法を考えておられますか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ふるさと納税についての御質問でございます。

議員の方からもありましたように、ふるさと納税は中央に偏る、大都市に偏る税の偏在制を是正するというようなところからスタートしたものでございまして、それで本市としてもこういったふるさと納税の制度を設けて今行っております。これにつきましては、昨年ですか、返礼品等の整備充実をさせるということで、そのあたりの効果が28年度は出ているというふうに思っております。そういった意味で、寄附額というのは28年度はかなり増えるというふうに見込んでおりますし、これにつきましては、補正予算の方でも計上させていただいたところがございます。

そういったことで、返礼品を送るということで、市内の中小企業者に対してもそういったものに活用ができるということで、一定の地域の活性化というか、地域の産業の振興にある程度は寄与するのではなかろうかというところも踏まえまして、こういったものを今進めさせていただいております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 返礼品の考え方というのは賛否ありますけども、これも竹原市にとっては産業の振興につながるというふうに思っております。よそはかなり、言い方があれですけど、ひどいというか、それでいいのかなというのもありますけども、こういうのはつながるというふうに思ってます。

また、今いろんな返礼品のあり方を考えておられるところがありまして、古民家です、自分の家、今空き家になってるのだけでもそこを掃除してあげるとか、そういったこともあるのだそうです。是非いろんな工夫をされながら、この額を増やしていただき、決して反転しないように、竹原市に入ってくる方が多い、必ず出ていくのはあります、しかしそれに負けない、竹原市に入ってくる部分を多くするように頑張っていたきたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税されたものの用途ですけども、今年度までは夢プロジェクトというふうに子どもの育成に使ってございました。来年からはどのような方向になりますでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ふるさと納税で寄附をいただいた寄附金の充当についての御質問でございますが、議員御紹介のとおり、これまでは次世代育成というような観点から、竹原っこ夢プロジェクトの方へ充当させていただいておりました。こちらの方が、市内の学校をほぼ一巡したというふうになっておりますので、来年度につきましては、新たな視点というか観点から次の事業に充当したいということで、今現在町並みの保存の関係の方にたしか充当するというような予定であったというふうに思っております。

以上です。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 新たな視点というのも大事だと思います。町並みに対する投資も大切です。しかし、先ほどからずっと言っていますけども人材育成というところが、この町にとっては、日本にとって大事だというふうなことは、これが一番に来るというふうに私は思っているのです。ですから、子育て支援イコール人材育成、これにも充てるべきだというふうに思っております。全額でなくてもいいです、そういうことも必要なのではないのでしょうか。

私はその点では、夢プロジェクトが終わったと言われるのであれば、今度は子どものスポーツ振興という形を、視点を変えるということであればそういう方向もありかなというふうに思っています。教育、学ぶということは知識力の向上ということもありますが、人間力、生きる力の向上が必要になってきます。スポーツは、こういったものを豊かにするとされております。

先日テレビで見たのですけども、サッカーの試合でした。世界アカデミー選手権というものであったような気がするのですが、決勝戦を見ました。日本と外国、ベネズエラだったと思うのですけど、試合後日本の子どもは負けて泣いてました。接戦だったと思うのですが、泣いてました、泣くばかりでした。相手のチームの子どもは、相手をたたえるのです。サッカーというのは、日本ではまだ歴史が浅いのかもしれませんが、世界ではノーサイドになったら、スポーツですから相手をたたえる、こういった行動が当たり前ののです。それをテレビで映され、表現され、子どもたちはそれを見て、その後反省として、その子どもたちはノーサイドになったら相手に尊敬の念を持つことの大切さが身にしみましたというふうにコメントを言っておられました。そして監督も、私も同感ですというふうにありました。

日本のスポーツにおいては、なかなか勝ち負けが大事ですというような考え方もあるよ

うで、スポーツ振興に対する考え方の違いもあるのかなと思います。私は、スポーツというのはそうではないというふうに思ってます。尊敬、ボランティア精神、奉仕の心、これは日本人の専売特許だったのではないのですか。今は外国人の行動を見て、あっ反省しよう、そういう時代になってきたのですか。是非、このよそにはまねのできない日本人らしさ、これを取り戻すためには、こういったスポーツ振興から入って、生きる力、そういったもの全てです。一人では生きていけない。協力しながら、助けてもらいながら、助け合いながら生きていくのだということを学ぶ場が必要だと思います。

こういった考えの中で、ふるさと納税の使い道です。これにはスポーツ振興という選択肢もあるのではないかという思いが私の中にはあるのですが、部長はどのようなお考えですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ふるさと納税の寄附金の使途についての御質問をいただきました。

寄附金の使途は、今議員から御提案ございましたようにスポーツ振興というようなことで、ある程度具体的なものにすることによって、多くの方の共感を呼べば多額の寄附が集まるというようなことも可能性があるということはあるかというふうに思いますが、そのあたりがどの程度実際に寄附が集まるかどうかということもございますので、なかなか判断が難しいところであるというふうには思っております。

現在竹原市では、制度導入時に使途の設定をいたしております。これは制度創設の趣旨を踏まえまして、寄附をしてくれた方々の気持ちに対していかに応えるかということに主眼を置いたもので設定をさせていただいていると。本市に寄附をしようと思う方につきましては、やはり竹原に何らかのゆかりのある方であるとか、さらには竹原で育ち、あるいは今は他の地域に生活されている方であるとか、または竹原を訪れた時に町並み保存地区など本市に魅力を感じてくれた方、そういった方が寄附をしてくださる方ではないかというふうに考えますと、そういった方の思いを今の状況では寄附の選択肢の中に入れていくということで、一つには次世代の育成を応援するとか、竹原のもっと資源を残してほしいとか、そういったことに応えられるような使途として今設定をさせていただいております。

お話のありましたスポーツ振興についてでございますけれども、次世代育成などの使途の中、人材育成ということもございます、先ほどおっしゃられました、そういうことから

すれば、そういった理由のところにはまる事業であれば、今の使途の3つの選択肢の中の次世代育成というところにはまるのではなかろうかなということは考えられると思います。いずれにしても、寄附の使途につきましては、寄附された方の思いに応えることが重要というふうに考えております。適切な使途のあり方につきましては、全国的に様々な取組をしておられる事例もございますので、そういったのも引き続き参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 今度東京オリンピックがあります。日本に選ばれたのは、東京に選ばれたのは、おもてなしという言葉だというふうに私は感じています。人材育成をして、こういった子どもたちを育てることが今日本に一番大事なことだというふうに思いますので、このような提言をさせていただきました。技術面ではいろいろ課題があると思いますけれども、是非考えていっていただきたいというところであります。

次、企業版ふるさと納税です。私が、今回一番の目玉だと思っているところであります。企業版ふるさと納税の活用、私は初めて聞く言葉でした。去年の夏場に聞いたと思います。28年度の税制改正に応じて創設されたわけですけれども、私は批判的に言い過ぎなのですか、すぐにプロジェクトを組むのだというふうに私は思っているのです、こういう新しい税制が創設されて使えるというふうに私は思っています。ですから、すぐにプロジェクトチームを組んで、編成してもう進んでいるのかなと思ったのですが、これから調査研究していただく、導入の可能性を探るというふうに答弁いただいております。是非これを頑張ってくださいと思います。ただ、これをやると市長は大変です。寄附をしてください、頭を下げないといけない、企業に対してお願いに行かなくてはいけない、企業からの寄附です。それをわかった上で質問をしております。

企業版ふるさと納税は、地方創生応援税制ということでありまして。なかなか難しい制度だというふうな声が多いと聞いております。この中身は、地方公共団体による地方創生プロジェクトに対して寄附できるものです。竹原市が、企画を立案して、これを内閣府に申請する、そして認定を受けて初めて、もし企業の方が寄附していただけるものであれば税制上の優遇措置を受けることができるということです。今までも寄附はありました。しかし30%、1,000万円なら300万円。これが今度はふるさと納税企業版ということになると、60%税制上の優遇をされるということになります。企業にとっても、竹原市にとっても大変素晴らしいことなのですが、ただ内閣府の認定を受けなければならな

い。地方創生に合致してないと認められないというものであります。

ここで、また職員の企画立案能力ということが試されているのではないのでしょうか。これは今いろんなところでは市民の声を募集したり、もちろん議員もです、いろんな面からいろんな考え方、ヒントをいただきながら進めているという状況があるようです。是非、職員の皆さんだけでなく市民の皆さん、東京にいる竹原出身の人、東京竹原会もあります、そういったところも協力していただきながら、竹原の地方創生に対してのアイデアを募集していただければいかがでしょうか。それがもし内閣府に認定されれば、大変な事業になるというふうに考えております。部長、そのような方向性はないですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 企業版ふるさと納税についての御質問でございますけど、御答弁の方では、今議員が御紹介にあったような仕組みになっておりまして、導入の可能性を探ってまいりたいということで御答弁をさせていただいております。仕組みにつきましても、議員の方の御紹介ありましたように、事業の企画立案をしまして、それに基づいて地域再生計画をつくって、それを内閣府の方へ申請をします。その際には、当然企業の方に事前に相談をして、企業から寄附の申し出が確約できるような状態にして申請をするというようなことがどうも必須になっているというようなことも聞いておりますので、なかなかそのあたりの仕組みというのが難しい部分があるかというふうには考えているところでございます。

現時点で、国に地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の対象事業として認定されたのが157事業ほどあるそうでございます。それらの認定からまだ時間も経過しておりませんし、そのあたりの状況がどうなっているかというところでは、うまくいっているのかうまくいっていないのかというような事例の検証もまだできてない現時点におきましては、なかなかすぐそれにとということにはならないかなというふうに今思っているところでございまして、そういった検証もしながら、本市において有効な取組とするために引き続き検討、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） プロジェクト、地方創生でありますから大変認定を受けるのも難しいハードルがあるのだと思います。例えば、広島県立大学であったり広島工大さんがやっているような竹を使った改正森林構想であったり、仁賀ダムの水を使った軽水炉発電であ

ったり、そのようなことも浮かんでこないではないのですが、それが認定を受けるかどうかという点と難しいのかもしれませんが。是非、いろんなところの状況を見ながら、どういった事業であれば内閣府が申請を認定するのかというところを見極めつつ、効果的に事業を行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、6番の地元企業を育成する条例の制定についてを質問いたします。

この地元企業を育成する条例というのは、他市ではありません。ほかの市町では、中小企業振興基本条例というものが多くあります。これは義務規定なしの条例ですので、全国でもそんなにはたくさんありません。しかし、北は函館、釧路、青森、鳥取、北九州、ないわけではありません。中小企業を思った、中小企業の受注の機会を増やすといった条例であります。これプラス、私が提案しましたのは、地元企業を育成するという条例です。竹原市内の業者ができる仕事は、竹原市内の業者が行う。これが自治体内での通常の考え方だと思います。特に産業が疲弊しておりますので、現在においてはこうでなければならないという思いでいっぱいです。

しかし、実際には先日のバンブー公園と、その施設管理の委託であったり、火葬場の管理委託であったり、端的に言えばよその市町の業者さんが委託を受けているわけです。こういったことよりも、竹原でできるものは竹原ですと。入札が必要ですので、なかなか難しいというのがあります。しかし、そうはいつでも斎場なんかは結局今1社ですよ、競争相手がいないですから、随意契約ではないですけども入札は1社で行った。聞くところによると、竹原市内の事務所がどこにあるのか私は知りません。今どうなってるのでしょうか。人件費も、先日同僚議員が言われたとおりであります。男性は1人分、女性は3件以上の仕事があった時にもらうと。では水はどこからもらってるのですか、トイレ、飲み水は以前行っていた業者からの井戸の水を無料でいただいているのでしょうか。何で以前やっていた業者がこの業者に負けたのか、私は不思議でかなわないのです。以前竹原の業者が行っていた時には、委託は900万円程度でした。三次の業者は650万円の入札を落としました。しかし、人件費が違うのですから勝負にならないです。竹原市の業者は2人分見積もってました。今の業者は1.5人分です。それでいいのですか。地元企業を育成する条例、条例をつくるということは大切だと思います。

答弁にもないので、この程度にしますけども、東広島なんかは乾杯条例をつくりました。あれもいいと思います。やっぱり地元のお酒を大事にする、そういったことから自治体が形成されていくのではないのでしょうか。そこは答弁がありませんので、それで終わり

ます。

次、教育です。教育は、9年前ですか、中通で電子黒板をやりたいということで議員全員が賛成して電子黒板の予算を組みました。そして、3年前ですか、経済レポートに載っていたのですが、広島大学の大学院が開発した数学ソフト、これが竹原市の小学校に初導入されたということでもあります。こういった面では、ICT活用に関しては竹原市は先進地だというふうに思っております。その当時の議員も全員が賛成して、議員としてはその点では自負しております。

この広島大大学院が開発したソフトを使っている、そしてまたソフトを使って3年、それと電子黒板入れて9年、これをやってきて私は効果があったというふうに考えてるのですけども、そうはいつでも数字的なものがないと立証できないという思いがあります。この9年間、ICTを掲げてやってきた、そういった実績としてはどのように考えておられますか。数字であらわせますか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） ICT活用教育の成果ということでございます。

先ほどもありましたけども、平成21年度から電子黒板を導入いたしまして、平成25年度につきましては、一部の学校でタブレットを導入したということもございます。先ほど御紹介がありました、平成26年度、算数のソフトを使ったタブレットも導入しております。現在は、全小中学校に電子黒板、タブレットを配備しております。これらについて、いろんな改善をしながら使用しております。学力向上へつながったといった成果も出ております。

具体的には、学力調査を毎年行っておりますけども、その結果からいいますと、ICT機器の導入後、中学校は結果的には県平均レベルでございますけども、小学校につきましては、県内トップレベルになってきているといったような状況でございます。この成果につきましては、ICT教育だけではなく、小中一貫教育ですとか様々な施策の成果だというふうに思っております。今後につきましても、これらの施策について着実にやっていき向上していきたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時51分〕

8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 効果があがってきているというふうな捉え方をしています。

日本の教育に対する公的資金の投入は、先進国の中で下から2番目というふうな状況が

あります。これを見て私はがっかりしたのですけども、高度な教育、これは知識だけではないです、全てを含んだ高度な教育が実態として、効率的仕事量として表現されるというふうに書かれていました。

私の持論ではありますが、今こそ教育の無償化に対する議論が必要ではないかと思っております。市長は全国市長会で、教育長は全国教育長会議などで竹原市の提案として発信してほしいという思いがあります。要望すればできるのかというところではありますが、例から見ますと全国知事会が要望した都内の大学、これを地方へ移転させよう、これが政府の政策になりつつあります。現場に近い市民、国民に近いところの目線での要望、提案というものはそれだけ力があるのだというふうに思っております。是非、市長におかれましてもこういった場を見て、教育に対する無償化、それが人材育成につながる、そういったことを提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教育の無償化ということでございますけども、保護者の負担を少なくするといったことから、状況を把握しながら関係機関とも連携しながら要望等も検討はしていきたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 是非、検討していただきたいと思います。

最後に、瀬戸内法であります。これは改正されたわけでありまして。新瀬戸内法、改正瀬戸内法は、魚がすめる海を育てていく、豊かな海を育てていくということでありまして。5年前の調査では、この忠海沖もたくさん砂を採取されたところがありますけども、むき出しの岩場がそのままであったというふうに出ておりました。現状としては、いろんなところでのりの色落ちがあったり、魚が少なくてもう困っていますといったところがあります。これは、3年前に岡山県が試験的に浚渫土を入れているのです。この砂をとったところに浚渫土を入れて試験をしてみる、何とかもとに戻せないかといった取組があります。この結果報告は出たのでしょうか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 岡山の港に浚渫土を入れたという分は、多分に国土交通省が試験実験的に浚渫したものを港に入れて、今検証実験を行ってる最中だというふうに認識しております。基本的には、海砂によりまして海底が掘れた部分についてどういうふうな形になるのかという部分を検証していくという中で、浚渫土ですので、その浚渫土を持ってく

ることによる悪影響という部分も踏まえて、それらをトータルとして実現可能かどうかという部分を行っているというものでございますので、今その効果がどういうふうになったかというところまでは存じ上げておりませんが、そういうことをやっているということは承知しております。

以上です。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） という試験的なものを行っていただいておりますので、是非この結果を見ながら、環境というものは大事です。中国新聞でも、この瀬戸内法ということはずっと連載されております。このまま自然環境を壊さないようにそっとしておこうという意見もありました。しかし、20年前の大久野島の沖の砂は1万年かけてあそこに堆積されたのでしょ。1万年待ってたのでは我々はもういないわけですから、何とか手を打っていかないといけないという思いで質問をさせていただきました。是非、この結果が出たら、いい結果が出たならば、これを使っていくという方向でお願いします。

上蒲刈でしたか、8年ぐらい前だと思いますが、アマモの種を植えて実験しました。成功したであろうというふうには聞いておりますが、そのほかのところではそれを続けてやるということはありません。まずは、その実験をしたアマモもそうですけども、海底の調査をして我々に見せていただかないと。専門家がいいのです、悪いのですというだけではなかなかいかないのかなと思います。是非、その調査をした映像、今は映像があるわけですから、そういうものを提示しながらきれいな豊かな海をつくっていくということを国民全員で、特に広島県はやっていかないといけないのだというふうに思ってます。

自然を破壊したのは人間です。それを何とかもとに戻そうとしていくのも人間ではないでしょうか。自然の力を借りるだけでは難しいと思います。また、この海のことですけども、海の施策、海を豊かにするという事は、森を豊かにするという事でもあります。落葉樹などの森林をつくっていくということも大事だというふうに書かれてあります。要は、今できるところから始める必要があると思いますが、森づくりに対してはどのような見解をお持ちですか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今、海の問題と山の問題をいろいろと御提言いただいていると思います。海の浚渫したもの、海砂の部分につきましては、平成10年に広島県の部分につきましても海砂の採取を全面撤廃しまして、その状況調査につきましては定期的に公表を

行っております。先般も調査結果の部分につきましては、ホームページ等々で公表されていると思いますが、その中でも地形の部分につきましてはほぼ変わっていないという状況ですが、一定の魚類と申しますか、その辺の部分については復活をしているというようなものも見ているということでございますので、海砂だけの問題ではなくて大きな視点から少し研究をしたいというような話があがっているというところでございます。さらに、海が豊かになるには森が豊かにならなければいけないというようなこともございますので、その部分につきましては、森林施策という中で行っているということでございますので、これも県とか国とかがイニシアチブをとりながら、そこに市が参画するという形の中で対応していければというふうに考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 最後です。今栽培漁業というものもやっていただいています。是非、この放流というものも大事なことです。栽培しながら漁業もする。そして、今度新しい事業もやるのです。そういったことも含めて、できるところから始めるというところでみんなで頑張っていくということが大事だというふうに思います。我々も協力します。是非、皆様の提案をしていただきながら活力ある竹原をつくっていくということで一方向のベクトルをつくっていきたいと思います。

以上、終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって8番大川弘雄議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

この際、議長から報告いたします。

予算特別委員会委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に高重洋介委員、副委員長に川本円委員が当選されました。

それでは、高重洋介委員長の発言を求めます。

高重委員長。

予算特別委員会委員長（高重洋介君） 平成29年度予算特別委員会委員長を拝命いたしました高重洋介です。

平成29年度の当初予算は、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に示した、まち・ひと・しごとの好循環につながる取組として132億610万8,000円と、平成4年

に次ぐ過去2番目の大型予算となっております。審議に当たりましては、円滑、効率的な議事運営に心がけ、竹原市民2万6,500人の生活安定のための審議をいただく委員皆様の取りまとめ役として任を全うする決意でございますので、委員各位の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（道法知江君） 続いて、川本円副委員長の発言を求めます。

川本円副委員長。

予算特別委員会副委員長（川本 円君） ただいま御紹介いただきました川本円でございます。

このたび、予算特別委員会副委員長を務めさせていただきます。高重委員長をしっかりと後ろで支えて、このたびの予算委員会が充実したものになるよう努めてまいります。何卒皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査などのため、ただいまから3月14日まで休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月14日まで休会とすることに決しました。

議事の都合により、3月3日から3月8日は10時から予算特別委員会の付託案件の詳細審査を行い、3月13日、14日は議場において予算特別委員会の全体質疑を行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時06分 散会